

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（3） 川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）について

- 資料1 川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案の概要）
- 資料2 川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）新旧対照表
- 資料3 川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）本編
- 資料4 川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）新旧対照表
- 資料5 川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）本編
- 資料6 川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）の意見募集について

令和7年11月20日
危機管理本部

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案の概要）



1 川崎市地域防災計画について

- 川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。
- 川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の各編で構成されています。

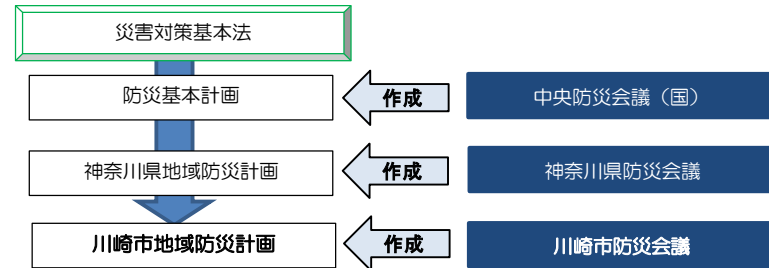
震災対策編 風水害対策編 都市災害対策編 地区防災計画編 資料編

参考 これまでの修正

- ・令和7年3月 震災対策編の修正、地区防災計画編の新設
能登半島地震の課題を踏まえた支援物資受援体制の見直し等に伴う修正
地区防災計画の策定に伴う地区防災計画編の新設
- ・令和4年3月 風水害対策編の修正
災害対策基本法等の改正に伴う修正（避難情報の修正、災害時個別避難計画の作成等）
- ・令和2年6月 風水害対策編の修正
令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等
- ・令和2年3月 震災対策編・風水害対策編の修正
救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等

2 川崎市地域防災計画の体系及び構成

- 川崎市地域防災計画は、国の防災基本計画に基づき作成する神奈川県地域防災計画等と整合を有する計画で、災害発生の未然防止や被害の軽減を目的とした「予防計画」、初動体制や情報通信体制等を定めた「初動対策計画」、災害発生から応急対策の終了に至るまでの対応を定めた「応急対策計画」、被災者の生活支援や施設の災害復旧を定めた「復旧計画」等で構成されます。



主な構成	主な内容
予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
初動対策計画	初動体制や、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応急対策計画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復旧計画※	被災者の生活支援、公共施設の災害復旧等について定める。
南海トラフ地震に係る対応（震災対策編のみ）	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に市及び防災関係機関等が行う対応等について定める。

※ 震災対策編については、復旧計画に加え、復興体制についても規定

3 今年度の主な修正事項

- 安全で衛生的なトイレ環境の確保など「**能登半島地震の課題**」、気候変動に伴う風水害対応など「**近年の防災を取り巻く状況**」、被災者に対する福祉的支援の充実など「**災害対策基本法等の改正**」を踏まえ、今年度は、「**震災対策編**」及び「**風水害対策編**」の修正を行います。
- 地域防災計画の修正にあたり、各区の自主防災組織への訪問を順次実施し、地域からの御意見を聴取するとともに、防災対策検討委員会において学識者の専門的な知見を伺い、修正素案をとりまとめました。



地域との連携による支援物資輸送訓練の様子

（1）能登半島地震の課題を踏まえた修正

① 安全で衛生的なトイレ環境の確保について（震災対策編・風水害対策編）

能登半島地震や過去の大規模災害においても課題となった災害時のトイレ対策について、**避難所等へのマンホールトイレの整備など、安全で衛生的なトイレ環境の確保に向けた基本的な考え方**などを追加します。



マンホールトイレの使用状況（熊本市）



東日本大震災で使用されたマンホールトイレ（宮城県東松島市）

（出典：国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（2025年版）」から抜粋）

- ※ 能登半島地震において、災害時要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティの方など）への配慮について課題が生じたため、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努めることを総則部分に追加します。



3 主な修正事項（つづき）

（2）近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正

- ① 近年の気候変動に伴う風水害対応について〔風水害対策編〕
局地的な短時間での降雨による浸水被害の発生など、これまでの予想を超える風水害が発生している状況を踏まえ、次の内容を追加します。
ア 被害情報等の迅速な集約など総合防災情報システムの効果的な活用
避難所の情報収集、避難情報の発令などのこれまでの活用に加え、短時間で急激に変化する降雨など、事前の気象予測が困難な場合における被害情報等の迅速な集約及び全体像の把握等への活用
イ 市民への適切な避難行動の啓発
ハザードマップによる地域の浸水リスクの確認など、発災時の状況に応じた適切な避難行動の啓発



令和7年9月の大雨時の状況

- ② 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について〔震災対策編〕
本年3月に公表された国の南海トラフ地震被害想定や本年8月に改訂されたガイドラインの内容を踏まえ、臨時情報発表時の対応（備えや催事の考え方）について、具体化します。
- ③ 津波避難計画の地域防災計画への統合について〔震災対策編〕
能登半島地震やカムチャツカ半島付近の地震による津波の発生など、津波避難対策は本市の防災対策においても重要な位置付けとなっています。
このため、より多くの方に津波避難対策を知っていただき、被害の軽減につなげるため、これまで個別計画として位置付けてきた「津波避難計画」を、上位計画である地域防災計画に統合することとします。

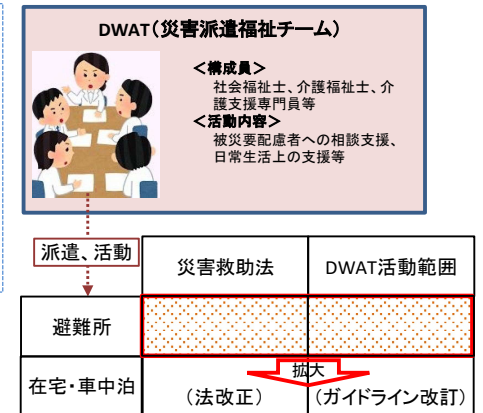


本市における津波対策の概念図

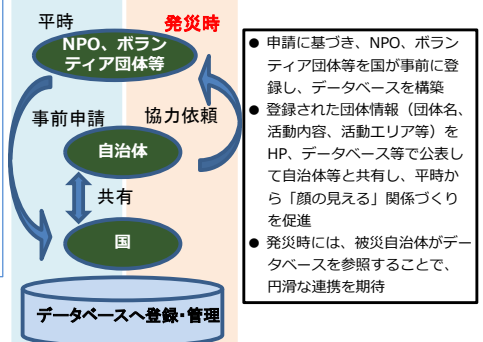
- ④ 国の富士山噴火の降灰対策ガイドラインの公表に伴う降灰対策について〔風水害対策編〕
富士山噴火を想定したこれまでの情報収集体制や他自治体との連携体制の構築等の取組に加え、除灰作業や応急対策などを現場で行う職員等の健康被害防止に向けた備蓄品の確保や市民啓発について追加します。

（3）災害対策基本法等の改正による修正

- ① 被災者に対する福祉的支援等の充実について〔震災対策編・風水害対策編〕
災害対策基本法及び災害救助法の一部改正により、これまで対象外であった在宅などで避難生活をしている高齢者や障害者の相談対応など「福祉サービス」の提供が新たに救助対象項目に追加されるとともに、福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣範囲が拡充されたことによる修正を行います。



- ② 「被災者援護協力団体」の登録制度の活用について〔震災対策編・風水害対策編〕
災害対策基本法及び災害救助法の一部改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等の国の登録制度が創設され、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることが可能になったことを受け、登録制度の活用について追加します。



（4）その他

神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正を行います。

参考 今後の予定

令和 7(2025)年11月20日	総務委員会 所管事務報告(修正素案の報告)
12月 5日	パブリックコメント手続(令和8年1月15日まで実施)
令和 8(2026)年 2月	危機管理推進会議
3月	総務委員会 所管事務報告(パブリックコメントの実施結果及び修正案の報告)
	川崎市防災会議(計画の決定)
	計画公表、議会机上配布、報道発表

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
4	1	1	8		第8節 男女共同参画や災害時要配慮者等の視点への配慮【危機管理本部・市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】(略) <u>また、災害時要配慮者等(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティなど)についても、災害時の避難生活などにおいて課題が顕在化しやすいことから、そのニーズの違いに配慮し当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努め、関係局区が連携し必要な支援を行うものとする。</u>	第8節 男女共同参画の視点への配慮【危機管理本部・市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】(略) <u>(新規)</u>	能登半島地震の課題を踏まえた修正
7	1	2	2		第2節 社会的条件 1 市勢の概況 本市は、大正13年7月1日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し令和7年9月1日現在、人口1,558,411人、面積144.35km ² となっている。工業都市として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件に適した土地であったことと、大正初期より工場誘致が行われたこと等があげられる。 戦前はもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大いに行われ大工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきた。 その後、バブル経済の崩壊を契機に、生産拠点の海外移転や集約、サービス経済化の進展などにより、その産業構造は大きく変貌し、本市においても、大規模な工場等の市外移転などが発生したものの、最近では、本市の首都圏における地理的優位性などを反映して、新たな研究開発機能の進出や立地企業の機能転換などが進み、最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野などの研究開発機関や企業が集積する世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。	第2節 社会的条件 1 市勢の概況 本市は、大正13年7月1日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し令和6年10月1日現在、人口1,551,788人、面積144.35km ² となっている。工業都市として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件に適した土地であったことと、大正初期より工場誘致が行われたこと等があげられる。 戦前はもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大いに行われ大工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきた。 その後、バブル経済の崩壊を契機に、生産拠点の海外移転や集約、サービス経済化の進展などにより、その産業構造は大きく変貌し、本市においても、大規模な工場等の市外移転などが発生したものの、最近では、本市の首都圏における地理的優位性などを反映して、新たな研究開発機能の進出や立地企業の機能転換などが進み、最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野などの研究開発機関や企業が集積する世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。	時点修正
8	1	2	2		2 人口・世帯数 令和7年9月1日現在で、本市の人口は1,558,411人、世帯数は795,778世帯であり、この5年間で人口は1.2%、世帯数は6%増加している。また、人口密度は、1km ² あたり10,796人となっており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意するものとする。	2 人口・世帯数 令和6年10月1日現在で、本市の人口は1,551,788人、世帯数は784,086世帯であり、この5年間で人口は0.9%、世帯数は4.9%増加している。また、人口密度は、1km ² あたり10,750人となっており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意するものとする。	時点修正
8	1	2	2		4 道路及び橋りょうの概況 道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。本市が管理する道路延長は2,481.07kmであり、面積舗装率は96.83%である。(令和6年4月1日現在) また、本市の都市計画道路(110路線・総延長約310km)のうち、完成延長は約211km(進捗率=約68%)となっている。(令和7年4月1日現在) また、本市が管理する橋りょうは608橋(令和7年4月1日現在)であり、内訳は国道に6橋、主要地方道に40橋、一般県道に12橋、市道に550橋となっている。緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる124橋については既に耐震対策が完了しており、今後は、目標とする耐震性能を引き上げ、新しい年代に建設された橋りょうや、対策済みの橋りょうのうち、耐震性能が不足するものを対象に対策を実施し、耐震安全性の向上に努めていく。	4 道路及び橋りょうの概況 道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。本市が管理する道路延長は2,480.20kmであり、面積舗装率は96.80%である。(令和5年4月1日現在) また、本市の都市計画道路(102路線・総延長約305km)のうち、完成延長は約210km(進捗率=約69%)となっている。(令和6年4月1日現在) また、本市が管理する橋りょうは609橋(令和5年4月1日現在)であり、内訳は国道に6橋、主要地方道に40橋、一般県道に12橋、市道に551橋となっている。緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる124橋については既に耐震対策が完了しており、今後は、目標とする耐震性能を引き上げ、新しい年代に建設された橋りょうや、対策済みの橋りょうのうち、耐震性能が不足するものを対象に対策を実施し、耐震安全性の向上に努めていく。	時点修正
8	1	2	2		5 鉄道の概況 鉄道網については、J R、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線(旅客線)が市内で運行している。 主要駅の1日平均乗車人員は、J R川崎駅が187,310人で最も多く、次いで東急溝の口駅が136,935人、J R武蔵小杉駅が107,559人となっている。(「令和6年版川崎市統計書」より)	5 鉄道の概況 鉄道網については、J R、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線(旅客線)が市内で運行している。 主要駅の1日平均乗車人員は、J R川崎駅が175,876人で最も多く、次いで東急溝の口駅が129,096人、J R武蔵小杉駅が99,969人となっている。(「令和5年版川崎市統計書」より)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
9	1	2	2		7 危険物施設の概況 令和7年3月末現在の市内の危険物施設数は 4,297 施設であり、このうち川崎区内が 3,725 施設で 86.7% を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第4類の設置許可施設数は 1,532 施設で、貯蔵量は 3,406,126 kℓとなっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）内が 3,405,863 kℓと市全体の99.9%以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。（「令和6年消防年報」より）	7 危険物施設の概況 令和5年3月末現在の市内の危険物施設数は 4,380 施設であり、このうち川崎区内が 3,811 施設で 87.0% を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第4類の設置許可施設数は 1,559 施設で、貯蔵量は 約3,493,335 kℓとなっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）内が 約3,493,053 kℓと市全体の99.9%以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。（「令和4年消防年報」より）	時点修正
15	1	2	3		被害の概要 東北～関東地方の広い範囲で死者 19,782 人、不明2,550人、負傷者6,242人、住家全壊 122,053 人、半壊 284,074 人の被害が発生。（令和7年3月現在）被害の多くは巨大津波によるものである。	被害の概要 東北～関東地方の広い範囲で死者 19,775 人、不明2,550人、負傷者6,242人、住家全壊 122,050 人、半壊 283,998 人の被害が発生。（令和6年3月現在）被害の多くは巨大津波によるものである。	時点修正
22	1	4	1		第1節 減災目標及びかわさき強靱化計画の策定 1 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定 (略) 神奈川県においては、 <u>（削除）東日本大震災の教訓や国の検討を踏まえ、平成25・26年度に地震被害想定調査を実施し、地震防災戦略を、平成28年3月に策定した。</u> <u>令和5・6年度に、前回と同様の想定地震（都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震）を対象として、令和6年能登半島地震の教訓や国の検討状況を踏まえ、地震被害想定調査を実施し、大正型関東地震による死者数を半減することを減災目標とした新たな地震防災戦略を令和7年3月に策定した。</u>	第1節 減災目標及びかわさき強靱化計画の策定 1 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定 (略) 神奈川県においては、 <u>国の検討と連携して、平成19・20年度に地震被害想定調査を実施し、7地震を対象とした上で、『今後6年間で、三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上、経済被害額を4割減以上、神奈川県西部地震の津波による死者数を半減以上』を減災目標とする「地震防災戦略」を平成22年3月に策定した。</u> <u>また、東日本大震災の教訓や国の検討を踏まえ、平成25・26年度に地震被害想定調査を実施し、新たな地震防災戦略を、平成28年3月に策定した。</u> <u>（新設）</u>	時点修正
29	1	5	6		NTT東日本 株（神奈川事業部） NTTドコモビジネス （株）	東日本電信電話 株（神奈川事業部） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ （株）	時点修正
30	1	5	6		1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 7 復旧・復興に関する業務 8 防災・減災に関する業務	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の確保及び供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務	時点修正
30	1	5	6		首都高速道路路側 (神奈川局)	首都高速道路路側 (神奈川管理局)	時点修正
34	1	6	1		第1節 市民の基本的責務 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は地震及び地震防災に関する知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められる。 平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において最低3日間、推奨1週間分以上の 食料、飲料水 、災害用トイレ、非常用品等の備蓄を図るよう努めなければならない。	第1節 市民の基本的責務 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は地震及び地震防災に関する知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められる。 平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において最低3日間、推奨1週間分以上の 飲料水・食料 や災害用トイレ、非常用品等の備蓄を図るよう努めなければならない。	時点修正
35	2	1	1		第1節 基本的な方針 (略) 防災都市づくりを進めるにあたっては、都市計画マスタープランや、 自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針、大規模災害発生後の迅速な都市復興方策を取りまとめた立地適正化計画等を踏まえ、 防災・減災に資する都市計画手法等の対策実施に向けた取組や地域住民との協働による防災・減災に資する対策を効果的・効率的に推進していく。	第1節 基本的な方針 (略) 防災都市づくりを進めるにあたっては、都市計画マスタープラン等 を踏まえ、災害に強い市街地形成を目指した予防的な対策や大規模災害発生後の迅速な都市復興方策を取りまとめた防災都市づくり基本計画に基づき、 防災・減災に資する都市計画手法等の対策実施に向けた取組や地域住民との協働による防災・減災に資する対策を効果的・効率的に推進していく。	時点修正
37	2	1	3		市内防火地域、準防火地域図（令和7年4月現在）	市内防火地域、準防火地域図（令和6年4月現在）	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
38	2	1	4		5 既存建築物からの 落下物 に対する安全対策 <u>(削除)落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善指導する。</u>	5 既存建築物からの 落下物等 に対する安全対策 <u>震災後の避難所（小学校）主での避難経路の安全確保に寄与するため、市立小学校114校の通学路沿いにある建築物の「落下物及びブロック塀等実態調査」を実施し、その結果に基づき、継続的に改善指導を行う。</u>	時点修正
38	2	1	4		6 川崎市防災行政無線回線の保護【危機管理本部】 無線回線のうち、 <u>多重系防災行政無線</u> 回線については、その回線に影響する開発、再開発を行う事業者に対し、回線が遮断されないよう指導又は協力を要請する。	6 川崎市防災行政無線回線の保護【危機管理本部】 無線回線のうち、 <u>多重系無線</u> 回線については、その回線に影響する開発、再開発を行う事業者に対し、回線が遮断されないよう指導又は協力を要請する。	標記の統一
38	2	1	5		2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】 <u>大規模地震</u> 時の市民の一時避難場所又は応急仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。 毎年、J Aの協力を得て市民防災農地の追加登録を行っており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール、標識柱又は標識板で表示することにより市民に周知する。なお、令和7年1月1日現在で、 <u>553</u> 箇所、 <u>81.1</u> haの市民防災農地を登録している。	2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】 <u>震災</u> 時の市民の一時避難場所又は応急仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。 毎年、J Aの協力を得て市民防災農地の追加登録を行っており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール、標識柱又は標識板で表示することにより市民に周知する。なお、令和6年1月1日現在で、 <u>544</u> 箇所、 <u>80.7</u> haの市民防災農地を登録している。	時点修正
38	2	1	5		3 企業等との連携による一時避難場所等の確保【危機管理本部】 企業等が所有・管理するグラウンドや駐車場等については、震災時の市民の一時避難場所等としての機能が期待できるため、協定による場所の確保に努めるとともに、 <u>(削除)</u> 川崎市防災協力事業所登録制度を通じて企業等へ協力を求めている。	3 企業等との連携による一時避難場所等の確保【危機管理本部】 企業等が所有・管理するグラウンドや駐車場等については、震災時の市民の一時避難場所等としての機能が期待できるため、協定による場所の確保に努めるとともに、 <u>川崎市防災協力連絡会</u> や川崎市防災協力事業所登録制度を通じて企業等へ協力を求めている。	時点修正
39	2	1	5		(略) <u>(削除)</u>	(略) <u>(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)</u>	時点修正
40	2	1			資料 川崎市都市計画概要表 令和7年4月現在 ウ 用途地域等指定面積及び割合 (7) 用途地域 i 商業地域 <u>808</u> ha (6.3 %) k 工業地域 <u>460</u> ha (3.7 %) (4) 防火地域及び準防火地域 (7) 高度地区 d 第4種高度地区 <u>460</u> ha (エ) 都市計画道路 b 幹線街路 74 路線延長 <u>274,500</u> m c 区画街路 <u>13</u> 路線延長 <u>5,370</u> m d 特殊街路 <u>20</u> 路線延長 <u>7,140</u> m (イ) 都市計画公園 緑地 a 公園 <u>319</u> 箇所 面積 <u>199.69</u> ha	資料 川崎市都市計画概要表 令和6年4月現在 ウ 用途地域等指定面積及び割合 (7) 用途地域 i 商業地域 <u>806</u> ha (6.3 %) k 工業地域 <u>461</u> ha (3.7 %) (4) 防火地域及び準防火地域 (7) 高度地区 d 第4種高度地区 <u>461</u> ha (エ) 都市計画道路 b 幹線街路 74 路線延長 <u>274,710</u> m c 区画街路 <u>11</u> 路線延長 <u>3,890</u> m d 特殊街路 <u>14</u> 路線延長 <u>3,810</u> m (イ) 都市計画公園 緑地 a 公園 <u>320</u> 箇所 面積 <u>197.65</u> ha	時点修正
45	2	2	5		(2) 送・配水施設 ア 送水施設 ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保している。送水管については、 <u>主として溶接鋼管を使用してきたことから耐震化率は高いものの老朽化が進行しているため、将来の更新等も見据えた二重化・ネットワーク化等、管路のバックアップ機能の強化を図り、今後も災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。</u>	(2) 送・配水施設 ア 送水施設 ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保した。送水管については、 <u>(新設)主として溶接鋼管を使用し、耐震化を推進し、災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。</u>	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
45	2	2	5		イ 配水施設 配水池・配水塔に関して、計装設備及び通信設備等の停電対策を実施し、災害時に停電が発生しても安定して配水が継続できる体制を確保している。また、更新や耐震補強工事を進めた結果、令和6年度に配水池・配水塔の耐震化が完了している。引き続き、災害時の飲料水確保に必要な貯水機能の向上を図り、災害時にも安定して配水や応急給水等が可能となるよう施設整備を推進する。 管路については、重要な管路と位置付けた重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートの耐震化は令和5年度に完了しており、引き続き、消防署・警察署等の重要施設への供給ルートを効率的・効果的に耐震化を進め、地震に強い配水システムを構築する。	イ 配水施設 配水池・配水塔に関して、計装設備及び通信設備等の停電対策を実施し、災害時に停電が発生しても安定して配水が継続できる体制を確保した。今後も、実施済の耐震診断の結果を踏まえ、継続して耐震補強等を実施し、耐震化を進め、貯水機能の向上を図り、災害時にも安定して配水(新設)が可能となるよう施設整備を推進する。 管路については、(新設)重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートや地震時の被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置付け、耐震管への更新を実施し、地震に強い配水システムを構築する。	時点修正
45	2	2	5		(3) 応急給水・応急復旧体制の確立 ア 水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。 イ 応急給水用資器材備蓄計画に基づき、応急給水に必要な資器材を確保する。 ウ 災害時に半径約750m以内で市民が応急給水を受けられるよう、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点や市立小中学校の開設不要型応急給水拠点を含め、災害時応急給水拠点は、令和6年度末では313箇所となっている。	(3) 応急給水・応急復旧体制の確立 ア 水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。 イ 応急給水用資器材備蓄計画に基づき、応急給水に必要な資器材を確保する。 ウ 災害時に半径約750m以内で市民が応急給水を受けられるよう、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点や市立小中学校の開設不要型応急給水拠点を含め、災害時応急給水拠点は、令和5年度末では313箇所となっている。	時点修正
45	2	2	5		2 工業用水道施設 工業用水道施設は、耐震化率が高いことから地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考え難いが、工業用水道施設の安全強化のため具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。	2 工業用水道施設 工業用水道施設は、(新規)地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全強化のため具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。	時点修正
46	2	2	5		(2) 送・配水施設 ア 送水施設 ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保している。送水管については、主として溶接鋼管を使用してきたことから耐震化率は高いものの老朽化が進行しているため、将来の更新等も見据えたネットワーク化等、管路のバックアップ機能の強化を図り、今後も災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。	(2) 送・配水施設 ア 送水施設 ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保した。送水管については主として溶接鋼管を使用し、耐震化を推進し、今後も災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。	時点修正
49	2	2	7		(1) 一般建築物の落下物防止対策 (削除)落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善指導する。	(1) 一般建築物の落下物防止対策 避難所である小学校の通学路に面した3階建以上の建築物を対象に平成9年から平成11年に行った実態調査の追跡をしている。実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。	時点修正
51	2	2	9		第9節 災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上 【まちづくり局、危機管理本部、関係局】	第9節 災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上 【総務企画局公共施設総合調整室、危機管理本部、関係局】	時点修正等
52	2	3			第3章 土砂災害・宅地災害対策 【中略】 この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は建築基準法令、また、宅地造成等工事規制区域においては宅地造成及び特定盛土等規制法令及び建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行う。 また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、崖崩れ防災対策を進める。	第3章 土砂災害・宅地災害対策 【中略】 この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は建築基準法令、また、宅地造成(新設)工事規制区域においては宅地造成等規制法令及び建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行う。 また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、崖崩れ防災対策を進める。	宅地造成及び特定盛土等規制法改正による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
52	2	3	1		(2) 土砂災害警戒区域への対策 ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、 <u>インターネット</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、 <u>(削除)</u> 、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM <u>(削除)</u> 、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。 イ 市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、 <u>コミュニティFM</u> 、防災行政無線等による情報伝達を行う。	(2) 土砂災害警戒区域への対策 ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、 <u>(新設)</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、 <u>市ホームページ</u> 、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM <u>(かわさきFM)</u> 、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。 イ 市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、 <u>(新設)</u> 、防災行政無線等による情報伝達を行う。	時点修正等
52	2	3	1		(2) 土砂災害特別警戒区域への対策 ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。 イ 市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく <u>建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行う。</u>	(2) 土砂災害特別警戒区域への対策 ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。 イ 市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく <u>構造規程を定める。</u>	時点修正
53	2	3	1		オ 市は、 <u>インターネット</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、 <u>(削除)</u> 、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM <u>(削除)</u> 、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、情報の伝達を行う。	オ 市は、 <u>(新設)</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、 <u>市ホームページ</u> 、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM <u>(かわさきFM)</u> 、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、情報の伝達を行う。	時点修正等
53	2	3	2		第2節 宅地災害の予防対策 1 宅地造成 <u>等</u> 工事に対する規制と指導 市は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和36年法律第191号）に基づく、宅地造成 <u>等</u> 工事規制区域（ <u>川崎市全域</u> ）内で行われる宅地造成 <u>等</u> 工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があるときは、同法による <u>土地</u> 保全の努力義務の規定に基づき、 <u>土地</u> 所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令を行い、災害の防止を図っている。	第2節 宅地災害の予防対策 1 宅地造成 <u>(新規)</u> 工事に対する規制と指導 市は、 <u>市域における宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号）に基づく、宅地造成 <u>(新設)</u> 工事規制区域（ <u>多摩丘陵一帯約 5,790ha</u> ）内で行われる宅地造成 <u>(新設)</u> 工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があると認めるときは、同法による <u>宅地</u> 保全の努力義務の規定に基づき、 <u>宅地</u> 所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令を行い、災害の防止を図っている。	宅地造成及び特定盛土等規制法改正による修正
54	2	3	2		<u>3 宅地耐震化推進事業</u> 市は、 <u>首都直下地震等に備えるため、大規模盛土造成地の経過観察により滑動崩落を示唆する変状の有無の把握を行うとともに、必要に応じた調査を実施する。併せて、大規模盛土造成地マップを活用した啓発を行い、宅地の耐震化を推進する。</u> <u>4 急傾斜地の把握等</u> 市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。 また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。 <u>5 相談体制の構築</u> 市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支援体制を構築する。 <u>6 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度</u> 市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事にに対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。	<u>(新設)</u> <u>3 急傾斜地の把握等</u> 市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。 また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。 <u>4 相談体制の構築</u> 市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支援体制を構築する。 <u>5 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度</u> 市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事にに対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。	時点修正
54	2	3	2		【宅地防災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事	【宅地防災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、 <u>宅地造成等規制法</u> 又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法改正による修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
55	2	3	4		第4節 地盤の液状化の危険性の周知【危機管理本部】 地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新潟地震を契機に注目されるようになった。 また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも埋立地においてかなりの範囲で液状化に伴う噴砂現象が発生し、地下埋設物等の被害があったことや、能登半島地震においては、液状化とともに地盤が大きく水平方向に動く「側方流動」の現象が報告されている。 本市の地震被害想定調査報告書にも、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘されている。本市では、この被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなど、液状化の危険性を周知していく。	第4節 地盤の液状化の危険性の周知【危機管理本部】 地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新潟地震を契機に注目されるようになった。 また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも埋立地においてかなりの範囲で液状化に伴う噴砂現象が発生し、地下埋設物等の被害が(新設)報告されている。 本市の地震被害想定調査報告書にも、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘されている。本市では、この被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなど、液状化の危険性を周知していく。	災害対策基本法改正に伴う修正
60	2	4	3		(2) 育成指導 (略) イ 災害発生時における有事即応の体制を確立するため、消防用資器材取扱い等実践的な消防訓練の実施を指導する。	(2) 育成指導 (略) イ 災害発生時における有事即応の体制を確立するため、消防用機器資材取扱い等実践的な消防訓練の実施を指導する。	字句修正
61	2	5			第5章 震災に対応するための情報システムの整備【危機管理本部】 被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、震度情報ネットワークシステム、震災被害シミュレーション及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作・運用に習熟する。	第5章 震災に対応するための情報システムの整備【危機管理本部】 被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、震度情報ネットワークシステム、震災被害シミュレーション及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作(新設)に習熟する。	時点修正
61	2	5	1		第1節 震度情報ネットワークシステム 震度情報ネットワークシステムは、市が設置した計測震度計の稼動状況の監視、震度情報の集計、防災関係機関への情報配信等を行うためのシステムであり、市が設置した10か所の計測震度計、サーバ等から構成している。計測震度計が地震を計測すると、すべての計測震度計の震度情報がサーバに集約され、神奈川県震度情報ネットワークシステムを通じて、気象庁へと送られる。気象庁によって集約された震度情報は、震度速報、震度情報として、Jアラート、Lアラート(災害情報共有システム)等を通じて防災関係機関等に共有され、市民や防災関係機関等に電子メールや同報系防災行政無線により情報伝達を行う。	第1節 震度情報ネットワークシステム 震度情報ネットワークシステムは、市が設置した計測震度計の稼動状況の監視、震度情報の集計、防災関係機関への情報配信等を行うためのシステムであり、市が設置した10か所の計測震度計、サーバ等から構成している。計測震度計が地震を計測すると、すべての計測震度計の震度情報がサーバに集約され、神奈川県震度情報ネットワークシステムを通じて、気象庁へと送られる。気象庁によって集約された震度情報は、震度速報、震度情報として、Jアラート、Lアラート(公共共通モジュール)等を通じて防災関係機関等に共有され、市民や防災関係機関等に電子メールや同報系無線により情報伝達を行う。	時点修正等
61	2	5	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図1)		時点修正
62	2	5	3		3 災害情報を確実に伝える取組 本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。	3 災害情報を確実に伝える取組 本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、(新設)、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。	時点修正
62	2	5	3	表や図の修正あり(別添)	(表・図2)		時点修正
63	2	6	1		第1節 趣旨・背景 (略) 大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせることで伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページの他、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、コミュニティFM、防災行政無線、各種SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。	第1節 趣旨・背景 (略) 大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせることで伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページの他、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、(新設)、各種SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。	時点修正
64	2	6	4		第4節 防災ラジオの運用 基本方針に基づき、シンプルでわかりやすい情報伝達手段であるコミュニティFM（かわさきFM）を活用した防災ラジオの運用を推進する。	(新設)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
66	2	7	2		4 情報受伝達手段の整備【危機管理本部】 避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。 (1) 移動系防災行政無線の整備 避難所と区の情報受伝達手段として、 (削除) 移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。	4 情報受伝達手段の整備【危機管理本部】 避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。 (1) 移動系防災行政無線の整備 避難所と区の情報受伝達手段として、 260MHz帯デジタル 移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。	時点修正
66	2	7	2		6 施設の整備 指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。 また、 避難所となる体育館へ空調設備を整備するとともに 、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備や太陽光発電整備等の整備に努めるものとする。	6 施設の整備 指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。 また、 (新設) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備や太陽光発電整備等の整備に努めるものとする。	時点修正
67	2	7	3		第3節 在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】 自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具、 雨水貯留タンク 等の設置、避難生活のための備蓄（ 食料や水等の循環型備蓄、携帯トイレ等 ）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進める。	第3節 在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】 自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具、 (新設) 等の設置、避難生活のための備蓄（ 循環型の備蓄や携帯トイレ ）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進める。	時点修正
67	2	7	4		第4節 災害時のトイレ対策 1 趣旨・背景 過去の大規模地震では、水洗トイレが使用できず、衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすなど、トイレ環境の確保が大きな課題となった。このため、災害発生当初から誰もが安心して使用することができる安全で衛生的なトイレ環境の構築を目指し、本市でこれまで進めてきた学校施設や上下水道等の耐震化の取組を活かすとともに、 住宅環境、地域コミュニティの変化、在宅避難や帰宅抑制など避難行動の多様化を踏まえ、自助、共助、公助の各主体が連携し、トイレ環境の確保に取り組んでいく。 2 基本的な考え方 (1) 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換 過去の災害での状況や本市の強みを踏まえ、持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを全ての指定避難所と一部の区役所に整備するとともに、状況に応じて携帯トイレを併用するなど、複合的な対策を構築することで、災害時においても避難者が安心・安全に使用することができる、衛生的なトイレ環境を確保する。 (2) 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ 市民一人ひとりが災害に対する関心と理解を深め、災害への備えの強化につながるよう、多様な主体と連携した取組を実施する。 (3) 共助・公助の各主体が連携した災害用トイレの地域展開 避難所での避難生活を前提としたこれまでのトイレ対策から、在宅での避難など避難行動の多様化を見据えて、共助・公助の各主体の連携・協力により地域で面的な広がりのあるトイレ対策を実施する。	(新設)	能登半島地震の課題を踏まえた修正
68	2	8	1		(2) 公的備蓄品目 市が行う公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。 また、 物品の調達にあたっては、災害時要配慮者、女性、子ども、アレルギー疾患を有する方からの多様なニーズに配慮する。	(2) 公的備蓄品目 市が行う公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。 また、 食物アレルギーを持つ避難者対策として、食物アレルギーに配慮した食料品の備蓄も進める。	災害対策基本法改正に伴う修正等
69	2	8	3		第3節 備蓄物資の管理及び備蓄状況の把握【危機管理本部、区】 1 備蓄場所 市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。 2 備蓄物資の把握等 市は、施設ごとの物資の備蓄状況（備蓄品目・数量）を物資システム等を活用しながら把握する。また、年に1度、市の備蓄状況について公表する。	第3節 備蓄場所【危機管理本部、区】 市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。	災害対策基本法改正に伴う修正等

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
69	2	8	3		第6節 物資の受援体制の構築 大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。 こうした支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。 さらに、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウスなど災害対応車両に係る国の登録制度についても、発災時の速やかな活用に向け、平時から活用場所の検討や登録車両の把握などを行う。	第6節 物資の受援体制の構築 大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。 こうした支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。 <u>(新設)</u>	防災基本計画修正に伴う修正等
71	2	9	1		(1) 緊急通行車両の要件 (略) (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等	(1) 緊急通行車両の要件 (略) (ア) 警報 <u>(新設)</u> 発令及び伝達並びに避難の指示 <u>(新設)</u>	字句修正
74	2	10	2		1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 <u>川崎市防災ポータルサイト等</u>での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係資料等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 10 防災まちづくりの支援	1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 <u>川崎市ホームページ(防災ポータルサイト等)</u>での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係資料等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 10 防災まちづくりの支援	時点修正
74	2	10	2		1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、<u>(削除)</u>最低3日間、推奨1週間 <u>(削除)</u> 分以上の食料、飲料水 <u>(削除)</u>、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等)	1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、<u>「</u>最低3日間、推奨1週間<u>」</u> 分以上の食料、飲料水の <u>備蓄</u>、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等)	時点修正
78	2	10	6		なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、<u>(削除)</u>最低3日間、推奨1週間 <u>(削除)</u> 分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。	なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、<u>「</u>最低3日間、推奨1週間<u>」</u> 分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。	時点修正
79	2	10	6		4 行政による企業防災の推進 市は、市内企業・事業所における防災の取組を推進するため、企業・事業所に必要な防災対策(施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画(BCP)の策定等)について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。 また、企業の防災体制の構築を図るため、<u>(削除)</u>「川崎市防災協力事業所登録制度」の運用や地域住民への広報を通じて、企業と地域住民等との連携強化を促進し、地域防災力の向上を図る。 <u>(削除)</u> (資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱)	4 行政による企業防災の推進 市は、市内企業・事業所における防災の取組を推進するため、企業・事業所に必要な防災対策(施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画(BCP)の策定等)について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。 また、企業の防災体制の構築を図るため、<u>市内企業・事業所で構成された団体の代表者等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行うとともに、</u>「川崎市防災協力事業所登録制度」の運用や地域住民への広報を通じて、企業と地域住民等との連携強化を促進し、地域防災力の向上を図る。 <u>(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)</u> (資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱)	時点修正
83	2	12	1		第1節 災害ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、<u>まちづくり局</u>、消防局】	第1節 災害ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、<u>(新設)</u> 消防局】	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
84	2	12	3		第3節 被災者援護協力団体の登録制度の活用 市は、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が事前に登録する被災者援護協力団体登録制度について、災害活動を支援する団体へ制度を周知し、当該制度への地域の団体の登録を促進するとともに、国の管理する団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）のデータベースを活用し、登録団体と平時から顔の見える関係性を構築し、発災時の被災者支援体制の充実を図る。	(新設)	災害対策基本法改正に伴う修正
87	2	13	1		5 災害時における情報伝達体制の整備【危機管理本部、区】 市は、要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（ 削除 ）、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等を活用する。	5 災害時における情報伝達体制の整備【危機管理本部、区】 市は、要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（ <u>かわさきFM</u> ）、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等を活用する。	時点修正
87	2	13	4		第4節 災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、 （削除） 、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】	第4節 災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、 <u>建設緑政局河川課</u> 、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】	時点修正
88	2	13	4		1 災害時要配慮者利用施設等の範囲 (1) 災害時要配慮者利用施設 ア 社会福祉施設 「高齢者施設」 老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家	1 災害時要配慮者利用施設等の範囲 (1) 災害時要配慮者利用施設 ア 社会福祉施設 「高齢者施設」 老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、 <u>介護療養型医療施設</u> 、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家	時点修正
88	2	13	4		2 土砂災害警戒情報等の伝達 市は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、 <u>コミュニティFM</u> 、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。	2 土砂災害警戒情報等の伝達 市は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、 <u>（新設）</u> 、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。	時点修正
89	2	13	5		第5節 外国人等に関する対策【危機管理本部、総務企画局 （削除） シティプロモーション推進室、市民文化局多文化共生推進課、区】	第5節 外国人等に関する対策【危機管理本部、総務企画局 <u>企画調整課</u> 、シティプロモーション推進室、市民文化局多文化共生推進課、区】	時点修正
90	2	13	6		第6節 避難所等の対策【危機管理本部、健康福祉局、こども未来局危機管理担当、まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課、関係局区】 (略) 2 要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局危機管理担当、こども未来局危機管理担当、 <u>危機管理本部</u> 】	第6節 避難所等の対策【危機管理本部、健康福祉局、こども未来局危機管理担当、まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課、関係局区】 (略) 2 要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局危機管理担当、こども未来局危機管理担当 <u>（追加）</u> 】	時点修正
93	2	15		表や図の修正あり(別添)	<u>（表・図3）</u>	<u>（表・図）</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
93	2	15		表や図の修正あり(別添)	<u>（表・図4）</u>	<u>（表・図）</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
94	2	15	2		第2節 予防対策 1 海岸保全施設の点検・整備 <u>海岸保全施設である防潮堤や防潮扉については、神奈川県「海岸保全基本計画」に基づき、気候変動の影響を踏まえた防護水準への対応及び老朽化対策など、施設の改修等を行う。</u> (1) 防潮堤 防潮堤については、 <u>かさ上げによる防護水準への対応や</u> 、老朽化による機能不全を防ぐための計画的な維持管理など、施設の改修等を行う。	第2節 予防対策 1 海岸保全施設の点検・整備 <u>（新設）</u> (1) 防潮堤 防潮堤については、 <u>老朽化による機能不全を防ぐため</u> 、計画的に維持管理をし、 <u>（新設）老朽化した施設の改修、補修</u> を行う。	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
94	2	15	2		4 情報伝達体制の整備 インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM (削除) 、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。	4 情報伝達体制の整備 インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM (かわさきFM) 、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。	時点修正
94	2	15	2		5 <u>津波避難に関する普及啓発</u> 「海辺では“地震の次は津波”という認識を持ち、津波警報等を待たずに避難する。」ということをもとに、防災啓発冊子、防災講演会、ぼうさい出前講座等あらゆる機会を活用して、津波に関する正しい知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。 <u>特に、防災行政の経験者、自主防災組織のリーダー、ボランティア組織、事業所等の防災担当者など、地域社会や事業所における津波防災に関する啓発の核となる人材の育成に努める。</u> <u>(1) 気象庁が発表する津波警報や津波情報などに関すること。</u> <u>ア 地震及び津波に関する基礎知識</u> <u>イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準、津波情報の内容</u> <u>(2) 避難行動に関すること。</u> <u>ア 津波浸水予想地域、津波避難施設、避難場所の周知</u> <u>イ 避難経路及び避難の所要時間の確認</u> <u>ウ 災害時要援護者の避難支援</u> <u>※ その他、災害発生時にとるべき行動などについては、第10章第2節を参照</u>	5 <u>防災意識の啓発</u> 「海辺では“地震の次は津波”という認識を持ち、津波警報等を待たずに避難する。」ということをもとに、防災啓発冊子、防災講演会、ぼうさい出前講座等あらゆる機会を活用して、津波に関する正しい知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。 <u>(新設)</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
95	2	15	2		6 避難体制の整備 国や県が公表を行った津波浸水予測図や津波被害想定等に基づき津波避難対象地域を設定するとともに、浸水が予想される地域において津波からの避難ができるよう、 <u>津波避難施設及び津波避難場所</u> の確保を行う。また、津波避難対象地域及び津波避難施設等については、津波ハザードマップの作成や、各施設等への標識、津波避難誘導看板の設置、インターネットでの公表など、市民及び事業者へ周知する <u>とともに</u> 、必要な対策について検討・実施していくものとする。 (1) 津波避難施設等の指定 津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから <u>堅牢</u> な中・高層建物を津波避難施設とし、 <u>小・中学校などの公的施設や協力を得られた民間施設などの指定を推進する。また、予測浸水域外の広域避難場所を避難場所とする。</u>	6 避難体制の整備 国や県が公表を行った津波浸水予測図や津波被害想定等に基づき津波避難対象地域を設定するとともに、浸水が予想される地域において津波からの避難ができるよう、 <u>津波避難場所及び津波避難施設</u> の確保を行う。また、津波避難対象地域及び津波避難施設等については、津波ハザードマップの作成や、各施設等への標識、津波避難誘導看板の設置、インターネットでの公表など、市民及び事業者へ周知する。 <u>また、津波避難計画を必要に応じ適宜修正を行う</u> とともに、必要な対策について検討・実施していくものとする。 (1) 津波避難施設 <u>(新設)</u> の指定 津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから <u>堅固</u> な中・高層建物を <u>一時的な避難のための施設として利用する</u> 避難施設を指定する。 <u>(新設)</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
95	2	15	2		(2) 津波避難施設の開設期間 東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたときから、解除されるまでとする。 <u>(3) 学校区ごとの避難所の割当て</u> <u>学校区ごとの要避難対象者数に応じて避難先を割当てた場合の避難所等の一覧を整備する。</u> <u>(4) 臨海部各島の避難にあたっての留意事項</u>	(2) 津波避難施設の開設期間 東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたときから、解除されるまでとする。 <u>(新設)</u>	津波避難計画との統合に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
95	2	15	2		<u>7 津波対策に関する訓練の実施</u> 津波災害から市民等の生命・財産を守るため、市、市民、企業等が連携し、実践的な訓練を実施する。 (1) <u>訓練の実施体制、参加者</u> <u>ア 実施体制</u> 自主防災組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防団、事業者、港湾関係者及びボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。 <u>イ 参加者</u> 住民、事業者・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。 (2) <u>訓練の内容</u> 地域の実情を踏まえ、次の訓練を実施する。 <u>ア 津波警報、津波注意報、津波情報等の情報伝達訓練</u> <u>イ 津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練</u> <u>ウ 制水門・陸閘の操作、津波監視・観測訓練</u> <u>エ 要員参集訓練及び本部運営訓練</u> <u>オ 避難準備情報・避難勧告・指示の発令・伝達訓練</u> <u>カ 災害時要援護者に対する避難誘導訓練</u> <u>キ 救助・救護訓練</u>	<u>(新設)</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
96	2	15	2		<u>8 備蓄倉庫の設置等</u> 各学校等の備蓄倉庫の整備や備蓄物資の配置について、津波による浸水を考慮した対応を行う。	<u>7 備蓄倉庫の設置等</u> 各学校等の備蓄倉庫の整備や備蓄物資の配置について、津波による浸水を考慮した対応を行う。	津波避難計画との統合に伴う修正
96	2	15	2		(本章末資料 川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図) (資料編 津波避難施設及び避難場所一覧) (資料編 学区区ごとの避難所等一覧) (資料編 臨海部各島の避難にあたっての留意事項) (資料編 相模トラフ沿いの最大クラスの地震による津波) (資料編 慶長型地震の震源モデル) (資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc)) (資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))	(本章末資料 川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図) (資料編 津波避難施設及び避難場所一覧) (新設) (新設) (新設) (新設) (資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc)) (資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))	津波避難計画との統合に伴う修正
98	2	15	4		<u>4 大津波警報の発表基準となる3m超の津波は、東京湾内湾において国及び神奈川県</u> <u>調査では想定されていない。</u> <u>5 津波警報の避難対象地域は、「津波警報に伴う避難対象町丁名(慶長型地震の場合)」となる(第4部第6章第6節参照)。ただし、避難対象町丁名は、津波の到達予想</u> <u>時の潮位及び予想される津波の高さ等を考慮し、検討するものとする。</u> <u>6 津波注意報の避難対象地域は、臨海部の沿岸、多摩川河川敷となる。</u>	<u>(新設)</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
99	2	15	5	表や図の修正あり(別添)	<u>(表・図5)</u>	<u>(表・図)</u>	時点修正
100	2	15	5		3 津波警報・注意報等の伝達 (1) 住民等への情報伝達 住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、危機管理本部は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM <u>(削除)</u> 、 <u>同報系防災行政無線</u> 、 <u>(削除)</u> 、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた高台や、津波避難施設等への避難を広報するものとする。なお、広報車による伝達の際には、津波による広報車への被害が生じないよう安全を確保しながら行うものとする。	3 津波警報・注意報等の伝達 (1) 住民等への情報伝達 住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、危機管理本部は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM <u>(かわさきFM)</u> 、 <u>同報系無線</u> 、 <u>サイレン</u> 、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた高台や、津波避難施設等への避難を広報するものとする。なお、広報車による伝達の際には、津波による広報車への被害が生じないよう安全を確保しながら行うものとする。	時点修正等
101	2	15	6		2 津波警報発表時等 (1) 市長(その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長)は、大津波警報、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、 <u>同報系防災行政無線</u> 等により避難指示等の情報伝達を行うものとする。(第4部第6章第2節「避難情報」参照)	2 津波警報発表時等 (1) 市長(その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長)は、大津波警報、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、 <u>同報系無線</u> 等により避難指示等の情報伝達を行うものとする。(第4部第6章第2節「避難情報」参照)	標記の統一

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
105	2	17	2		第2節 長周期地震動対策 本市臨海部においては、海溝部で発生する(削除)南海トラフ地震などに起因する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。	第2節 長周期地震動対策 本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や南海トラフ地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。	時点修正
107	3	1	2		(3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(削除)等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。	(3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。	時点修正
112	3	2			第2章 配備【危機管理本部】 大規模地震が発生した際、その対応の遅れが、被害やその後の対策に大きく影響を及ぼすものと考えられ、対応を迅速かつ効率的に行うことが必要であり、そのためには、発災時間・時間の経過・業務内容及び状況等に応じた人員の配備を行うことが必要であるため、次のように定める。	第2章 配備【危機管理本部】 大規模地震が発生した際、その対応の遅れが、被害やその後の対策に大きく影響を及ぼすものと考えられ、対応を迅速且つ効率的に行うことが必要であり、そのためには、発災時間・時間の経過・業務内容及び状況等に応じた人員の配備を行うことが必要であるため、次のように定める。	字句修正
113	3	2	1		3 職員への周知 各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。 また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局本部(室)区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。	3 職員への周知 各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。 また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局(本部)室区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。	字句修正
118	3	3	1		9 当直及び宿日直担当者の初動体制 (略) 次に、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(削除)、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づく各放送事業者の協力を得て、市民広報を実施し、また、職員には、電子メール等により動員指令を伝達する。	9 当直及び宿日直担当者の初動体制 (略) 次に、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づく放送各社の協力を得て、市民広報を実施し、また、職員には、電子メール等により動員指令を伝達する。	時点修正等
120	3	4			第4章 災害情報の収集・伝達【危機管理本部、シティプロモーション推進室、区、消防局、各局室区】 被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、インターネット、電子メール、総合防災情報システム、防災行政無線、アラート(災害情報共有システム)等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。	第4章 災害情報の収集・伝達【危機管理本部、シティプロモーション推進室、区、消防局、各局室区】 被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、インターネット、電子メール、総合防災情報システム、防災行政無線、アラート(公共コモンズ)等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。	時点修正
120	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	<u>(表・図6)</u>	<u>(表・図)</u>	時点修正
121	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	<u>(表・図7)</u>	<u>(表・図)</u>	時点修正
122	3	4	2		2 通信設備の確保 (1) 一般的な通信設備 ア 一般加入電話(市においては内線電話も含む) イ インターネット回線(ウェブサイトアクセス、電子メール等の通信) ウ 災害時優先電話 N T T 東日本(株)等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。また、電話回線数が不足する場合は、速やかに臨時電話の準備を行うものとする	2 通信設備の確保 (1) 一般的な通信設備 ア 一般加入電話(市においては内線電話も含む) イ インターネット回線(ウェブサイトアクセス、電子メール等の通信) ウ 災害時優先電話 東日本電信電話(株)等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。また、電話回線数が不足する場合は、速やかに臨時電話の準備を行うものとする	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
122	3	4	2		(2) 災害時の通信設備 ア 防災行政無線設備等 有線通信設備（以下、「有線等」という。）が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種 <u>(削除)</u> 防災行政無線等を使用する。また、防災行政無線等を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。 (7) 多重系防災行政無線 市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。 (4) 移動系防災行政無線 市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。 (9) 同報系防災行政無線 屋外受信機 <u>(削除)</u> に対し、音声による一斉通報を行う。 (エ) MCA無線 本部長、副本部長、災害対策本部事務局長、区本部長、災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声やメール機能による通信を行う。	(2) 災害時の通信設備 ア 防災行政無線設備等 有線通信設備（以下、「有線等」という。）が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種 <u>市</u> 防災行政無線等を使用する。また、防災行政無線等を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。 (7) 多重系防災行政無線 市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。 (4) 移動系防災行政無線 市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。 (9) 同報系防災行政無線 屋外受信機 <u>及び戸別受信機</u> に対し、音声による一斉通報を行う。 (エ) MCA無線 本部長、副本部長、災害対策本部事務局長、区本部長、災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声やメール機能による通信を行う。	時点修正等
123	3	4	3		(2) 防災関係機関の情報収集 災害対策本部への情報受伝達手段として、総合防災情報システム、有線等を使用し、有線等が途絶した場合は、 <u>(削除)</u> 防災行政無線等を使用するものとする。	(2) 防災関係機関の情報収集 災害対策本部への情報受伝達手段として、総合防災情報システム、有線等を使用し、有線等が途絶した場合は、 <u>市</u> 防災行政無線等を使用するものとする。	標記の統一
123	3	4	3		(3) コミュニティFM <u>(削除)</u> 等 多くの市民に、市からの災害情報を伝達するため、市内をサービスエリアとするコミュニティFM <u>(削除)</u> を活用する。また、広域的には「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき協定を締結する各報道機関に、放送要請を行うものとする。	(3) コミュニティFM <u>(かわさきFM)</u> 等 多くの市民に、市からの災害情報を伝達するため、市内をサービスエリアとするコミュニティFM <u>(かわさきFM)</u> を活用する。また、広域的には「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき協定を締結する各報道機関に、放送要請を行うものとする。	時点修正
124	3	4	3		(7) 市保有無線 <u>(削除)</u> 防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。	(7) 市保有無線 <u>市</u> 防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。	標記の統一
124	3	4	3		(1) 災害情報カメラ 市役所 <u>直</u> 庁舎、多摩区総合庁舎、西生田中継所、市立井田病院及び川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に設置している災害情報カメラからの映像情報を、災害対策本部の大型映像画面、 <u>(削除)</u> 総合防災情報システム等に映し出し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。	(1) 災害情報カメラ 市役所 <u>第3庁舎</u>、多摩区総合庁舎、西生田中継所、市立井田病院及び川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に設置している災害情報カメラからの映像情報を、災害対策本部の大型映像画面、 <u>市</u> 総合防災情報システム等に映し出し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。	時点修正
124	3	4	3		（資料編 災害情報等の放送に関する協定書 <u>(かわさき市民放送株式会社)</u>） （資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（イッコミュニケーションズ株式会社、株式会社 <u>ジェイコムイースト町田・川崎局</u>、YOUTUBE株式会社））	（資料編 災害情報等の放送に関する協定書 <u>(かわさき市民放送)</u>） （資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（イッコミュニケーションズ株式会社、株式会社 <u>ジェイコム関東せたまち局</u>、YOUTUBE株式会社））	時点修正
125	3	4	4		第4節 防災行政無線等の運用 市民に対する地震情報等の伝達、市及び防災関係機関等相互間の気象警報・注意報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、 <u>(削除)</u> 防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。 なお、気象庁が発表する緊急地震速報の市民等への伝達については、 <u>(削除)</u> 総合防災情報システムと市役所庁舎、区役所庁舎等市施設の放送設備との連携を図るとともに、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても検討を行うものとする。	第4節 防災行政無線等の運用 市民に対する地震情報等の伝達、市及び防災関係機関等相互間の気象警報・注意報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、 <u>市</u> 防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。 なお、気象庁が発表する緊急地震速報の市民等への伝達については、 <u>市</u> 総合防災情報システムと市役所庁舎、区役所庁舎等市施設の放送設備との連携を図るとともに、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても検討を行うものとする。	標記の統一
125	3	4	4		1 無線設備の配置 (1) <u>(削除)</u> 防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。	1 無線設備の配置 (1) <u>市</u> 防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。	標記の統一
125	3	4	4		2 運用 <u>(削除)</u> 防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、運用する。	2 運用 <u>市</u> 防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、運用する。	標記の統一

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
125	3	4	6		第6節 防災相互無線の運用 市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用(削除)移動系無線(かわさきぼうさい1～2)を活用するものとし、本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。なお、神奈川県石油コンビナート防災相互無線局についても同一の周波数を使用しているため、運用時には調整を図るものとする。	第6節 防災相互無線の運用 市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用アナログ移動系無線(かわさきぼうさい1～2)を活用するものとし、本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。なお、神奈川県石油コンビナート防災相互無線局についても同一の周波数を使用しているため、運用時には調整を図るものとする。	時点修正
128	3	4	8		2 地震関連情報の伝達 県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、コミュニティFM、防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第1節 連絡体制」によるものとする。また、(削除)防災行政無線の放送基準は次の要領による。	2 地震関連情報の伝達 県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、(新設)防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第1節 連絡体制」によるものとする。また、市防災行政無線の放送基準は次の要領による。	時点修正等
130	3	4	9		イ (削除)防災行政無線の活用 ウ コミュニティFM(削除)の活用 コミュニティFM(削除)を活用し、音声による情報提供に努める。 (略) ク 緊急速報メールの活用 携帯電話、スマートフォンによる緊急速報メールを活用し、文字や音による情報提供に努める。 (略) ス 防災テレホンサービス 同報系防災行政無線で放送した内容については、防災テレホンサービスにより市民に提供する。 (略) ソ Lアラートの活用 災害時に避難指示等の重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等(テレビ、ラジオ等)への情報提供に、Lアラート(災害情報共有システム)を活用する。	イ 市防災行政無線の活用 ウ コミュニティFM(かわさきFM)の活用 コミュニティFM(かわさきFM)を活用し、音声による情報提供に努める。 (略) ク 緊急速報メールの活用 携帯電話、(新設)による緊急速報メールを活用し、文字(新設)による情報提供に努める。 (略) ス 防災テレホンサービス 同報系無線で放送した内容については、防災テレホンサービスにより市民に提供する。 (略) ソ Lアラートの活用 災害時に避難指示等の重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等(テレビ、ラジオ等)への情報提供に、Lアラート(公共情報モモンズ)を活用する。	時点修正等
131	3	4	9		ウ 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系防災行政無線、コミュニティFM(削除)、広報紙等によりその旨を広報する。	ウ 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系無線、コミュニティFM(かわさきFM)、広報紙等によりその旨を広報する。	時点修正等
131	3	4	9		(資料編 災害情報等の放送に関する協定書(かわさき市民放送株式会社)) (資料編 災害時におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定(イックコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジューコムイースト町田・川崎局、YOUTUBE株式会社))	(資料編 災害情報等の放送に関する協定書(かわさき市民放送)) (資料編 災害時におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定(イックコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジューコム関東せたまら局、YouTube株式会社))	時点修正
134	4	1	2		(2) 重点防ぎよ 事前計画に基づく警防活動指定地域を重点に防ぎよする。しかし、現有消防力で対応が困難な場合においては、他の区域から応援を求めると同時に、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。	(2) 重点防ぎよ 事前計画に基づく消火活動優先地域を重点に防ぎよする。しかし、現有消防力で対応が困難な場合においては、他の区域から応援を求めると同時に、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。	時点修正
138	4	2	1		(8) 防犯対策 警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。 さらには、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(8) 防犯対策 警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。 (新設)	時点修正
138	4	2	1		(10) 広域応援 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。	(10) 広域応援 警察は、被害規模に応じ、広域緊急援助隊等県外からの応援部隊の派遣要請を行う。	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
139	4	3	1		第1節 道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、危機管理本部、区】 震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路（第2部第9章参照）に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。 <u>なお、県内の道路管理者等で構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会では、災害発生から72時間以内の道路啓開を目指し、優先して啓開活動を実施する優先啓開候補路線をあらかじめ選定しており、当該候補路線における道路啓開については、「神奈川県緊急輸送管理マニュアル」に基づき、対応を行う。</u>	第1節 道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、危機管理本部、区】 震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路（第2部第9章参照）に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。 <u>（新設）</u>	時点修正
140	4	3	2		2 指定区間の周知 道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、 <u>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）</u> 、その他の広報手段により、周知する。	2 指定区間の周知 道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、 <u>Twitter</u> 、その他の広報手段により、周知する。	時点修正
141	4	3	3		エ 車両移動等の措置 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、または自ら当該措置をとる。	エ 警察官の措置 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、または自ら当該措置をとる。	時点修正
146	4	4	1		(2) 川崎市災害医療コーディネーター 川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県 <u>保健医療福祉調整本部</u> や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u> 、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。	(2) 川崎市災害医療コーディネーター 川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県 <u>保健医療調整本部</u> や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT（災害派遣医療チーム）、 <u>JMAT（日本医師会災害医療チーム）</u> 、 <u>DPAT（災害派遣精神医療チーム）</u> 、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。	時点修正等
148	4	4	1		(1) レベル1（略） なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県 <u>保健医療福祉調整本部</u> や市外の当該機関等と調整を行う。	(1) レベル1（略） なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県 <u>保健医療調整本部</u> や市外の当該機関等と調整を行う。	組織改正に伴う修正
149	4	4	1		市内の災害拠点病院（令和 <u>7</u> 年4月現在） 帝京大学医学部 附属溝口病院 <u>高津区二子5-1-1</u> 聖マリアンナ 医科大学病院 許可病床数： <u>955</u>	市内の災害拠点病院（令和 <u>6</u> 年4月現在） 帝京大学医学部 附属溝口病院 <u>高津区溝口3-8-3</u> 聖マリアンナ 医科大学病院 許可病床数： <u>1,208</u>	時点修正
150	4	4	1		7 災害時情報伝達体制の整備 市は、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、 <u>防災行政無線等</u> の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。	7 災害時情報伝達体制の整備 市は、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、 <u>防災行政無線</u> の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。	時点修正
151	4	4	2		2 市外の医療関係団体等 保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県 <u>保健医療福祉調整本部</u> に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。	2 市外の医療関係団体等 保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県 <u>保健医療調整本部</u> に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。	組織改正に伴う修正
156	4	4	6		5 神奈川DWA Tの派遣要請 災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所 <u>及び在字などで避難生活を送る</u> 要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWA Tの派遣要請を行う。	5 神奈川DWA Tの派遣要請 災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所 <u>における</u> 要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川DWA Tの派遣要請を行う。	災害対策基本法の改正に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
159	4	5	4		2 派遣要請依頼 (1) 県知事が行う派遣要請先 陸上自衛隊に対するもの 県防災行政通信網 <u>3 8 0 4</u> 海上自衛隊に対するもの 県防災行政通信網 <u>2 8 1 4</u>	2 派遣要請依頼 (1) 県知事が行う派遣要請先 陸上自衛隊に対するもの 県防災行政通信網 <u>9-4 8 6-9 2 0 1</u> 海上自衛隊に対するもの 県防災行政通信網 <u>9-6 3 7-9 2 0 1</u>	時点修正
159	4	5	4		エ その他参考となるべき事項 連絡先：神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課 県防災行政通信網 時間内 <u>3 4 2 4</u> 時間外 <u>3 5 7 5</u> <u>3 5 7 6</u> <u>3 5 7 7</u> <u>3 5 7 8</u>	エ その他参考となるべき事項 連絡先：神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課 県防災行政通信網 時間内 <u>9-4 0 0-9 3 0 1</u> 時間外 <u>9-4 0 0-9 3 1 3</u> <u>9-4 0 0-9 3 1 4</u> <u>9-4 0 0-9 3 1 5</u> <u>9-4 0 0-9 3 1 6</u>	時点修正
159	4	5	4		(緊急の場合の連絡先) 陸上自衛隊 時間内 県防災行政通信網 <u>3 8 0 4</u> 時間外 県防災行政通信網 <u>3 8 0 4</u>	(緊急の場合の連絡先) 陸上自衛隊 時間内 県防災行政通信網 <u>9-4 8 6-9 2 0 1</u> 時間外 県防災行政通信網 <u>9-4 8 6-9 2 0 1</u>	時点修正
161	4	5	6		1 警察の活動拠点 警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。 (略) <u>※ 等々力緑地については、再編整備工事の期間中(令和7年度～令和11年度予定)は、活動拠点に位置付けられた各施設の使用に影響が生じる場合があることに留意する(以下2、3、4及び7に記載のある等々力緑地内の活動拠点についても同様とする。)。。</u> 2 自衛隊の活動拠点 自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。	1 警察の活動拠点 警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。 (略) <u>-(新設)-</u> 2 自衛隊の活動拠点 自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。	等々力緑地再編整備に伴う修正
163	4	5	7		第7節 災害ボランティアの活動支援 市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、 <u>-(削除)</u> 社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」(支援センター及び地域センター)等を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。	第7節 災害ボランティアの活動支援 市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、 <u>市</u> 社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」(支援センター及び地域センター)等を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。	時点修正
166	4	6	2		2 避難情報の発令基準 <u>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を指示する。</u> <u>なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。</u> <u>また、避難情報の発令にあたっては必要に応じ、関係機関に助言を求めることとする。</u> <u>市長が避難のための立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる場合や市長から要求があった場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、発令者一覧に掲げる関係機関も避難情報を発令することができるものとする。</u>	2 避難情報の発令基準 <u>発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難情報を発令する。</u> なお、 <u>危険が目前に切迫し、急を要すると認めるときは避難を指示する。</u> また、避難情報の発令にあたっては必要に応じ、関係機関に助言を求めることとする。 <u>また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</u> (新設)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
166	4	6	2		<u>3 大津波警報・津波警報の発表による避難情報の発令等</u> 東京湾内湾に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、地震による堤防等の被害、津波の到達予想時の潮位、予想される津波の高さ、慶長型地震による津波浸水予想地域の浸水深等を考慮し、避難情報を発令するものとする。 <u>また</u> 、津波注意報が発表された場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区の高摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤内に出ることを促すものとする。	<u>(新設)</u> 東京湾内湾に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、地震による堤防等の被害、津波の到達予想時の潮位、予想される津波の高さ、慶長型地震による津波浸水予想地域の浸水深等を考慮し、避難情報を発令するものとする。 <u>なお</u> 、津波注意報が発表された場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区の高摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤内に出ることを促すものとする。	時点修正
166	4	6	2		2 避難情報の発令基準 【中略】 (3) 上記(1)及び(2)の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとする。 (4) <u>避難は、原則として徒歩とする。</u> (5) <u>避難にあたっての心得</u> <u>ア 各家庭、各職場で津波警報が発表された際の避難行動を定めておく。</u> <u>イ 気象庁が発表する津波に関する情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。</u> <u>ウ 気象庁が津波警報を発表した時は、迅速かつ落ち着いて避難する。</u> <u>エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や津波注意報が解除されるまでは、自宅等に戻らない。</u> <u>オ 避難する際は、大声で周囲の人たちに声を掛け、誘い合う。</u>	2 避難情報の発令基準 【中略】 (3) 上記 <u>(新設)</u> の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとする。 <u>(新設)</u>	津波避難計画との統合に伴う修正
167	4	6	2		<u>4 避難情報の内容</u> (略) <u>5 避難情報の伝達方法</u> 避難情報を発令した場合は、 <u>(削除)</u> 総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。 伝達方法 <u>4 (削除)</u> <u>4 ラジオ・テレビ等による放送</u> <u>5 市ホームページのトップページ及び(削除)防災ポータルサイトへの掲載</u> <u>6 メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール送信</u> <u>7 緊急速報メールの送信</u> <u>8 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による配信</u> <u>9 防災アプリによる配信と掲載</u> <u>10 Lアラート（災害情報共有システム）への配信</u> <u>11 テレビ神奈川データ放送の実施</u> <u>12 コミュニティFM (削除) による放送</u> <u>6 関係機関等への通知及び報告</u> (略) <u>7 避難情報の解除</u>	<u>3 避難情報の内容</u> (略) <u>4 避難情報の伝達方法</u> 避難情報を発令した場合は、 <u>市</u> 総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。 伝達方法 <u>4 サイレンの吹鳴による注意喚起</u> <u>5 ラジオ・テレビ等による放送</u> <u>6 市ホームページのトップページ及び川崎市防災ポータルサイトへの掲載</u> <u>7 メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール送信</u> <u>8 緊急速報メールの送信</u> <u>9 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による配信</u> <u>(新設)</u> <u>10 Lアラート（公共情報コモンズ）への配信</u> <u>11 テレビ神奈川データ放送の実施</u> <u>12 コミュニティFM（かわさきFM）による放送</u> <u>5 関係機関等への通知及び報告</u> (略) <u>6 避難情報の解除</u>	時点修正等
171	4	6	5		ウ 避難状況の報告や取りまとめについては、 <u>(削除)</u> 総合防災情報システムを活用する。	ウ 避難状況の報告や取りまとめについては、 <u>市</u> 総合防災情報システムを活用する。	標記の統一
171	4	6	5		<u>(4) 広域的避難</u> <u>市長は、災害の規模、避難者の状況等に鑑み、市域外への避難が必要な場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるものとする。なお、避難の協議にあたっては、災害時の相互応援に関する協定の活用について留意する。</u>	<u>(4) 広域的避難</u> <u>他市町村又は他都県での避難の受入れが必要な場合は、災害時における相互援助協定締結市及び県に対し広域的な受入調整を要請する。</u>	時点修正
174	4	7			第7章 混乱防止及び帰宅困難者対策【危機管理本部、 <u>総務企画局シティプロモーション推進室</u> 、港湾局、交通局、区】	第7章 混乱防止及び帰宅困難者対策【危機管理本部、 <u>シティプロモーション推進室</u> 、港湾局、交通局、区】	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
174	4	7	1		第1節 情報パニックによる混乱防止措置 電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。 1 市長は、防災行政無線、市ホームページ、 <u>防災ポータルサイト・アプリ</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。	第1節 情報パニックによる混乱防止措置 電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。 1 市長は、防災行政無線、市ホームページ、 <u>川崎市防災ポータルサイト</u> 、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。	時点修正
177	4	8	2		(2) 対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の <u>指示等</u> に使用される車両	(2) 対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報の <u>伝達</u> に使用される車両	時点修正
178	4	8	3		1 広域物資輸送拠点【 <u>神奈川県</u> 、危機管理本部、経済労働局】	1 広域物資輸送拠点【 <u>(新設)</u> 危機管理本部、経済労働局】	時点修正
181	4	9	1		4 災害時確保水量 令和 <u>7</u> 年4月現在	4 災害時確保水量 令和 <u>6</u> 年4月現在	時点修正
185	4	9	4	表や図の修正あり(別添)	(表・図8)	(表・図)	時点修正
185	4	9	4		(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書(旭ハウス工業株式会社)) <u>(資料編 災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定(総合サービス))</u>	(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書(旭ハウス工業株式会社)) <u>(新設)</u>	時点修正
214	4	13	3		第3節 火葬【健康福祉局 <u>保健医療政策課</u> 、建設緑政局霊園事務所】	第3節 火葬【健康福祉局 <u>生活衛生担当</u> 、建設緑政局霊園事務所】	組織改正に伴う修正
216	4	14	1		第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】 <u>(削除)</u> 校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。	第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】 <u>学</u> 校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。	標記の統一
224	4	16	3		(2) 通信連絡 有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に <u>(削除)</u> 防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。	(2) 通信連絡 有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に <u>市</u> 防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。	標記の統一
229	4	17	5		第5節 救助の内容 1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等 (1) 救助の種類 ① 避難所、応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ <u>福祉サービスの提供</u> ⑦ 被災した住宅の応急修理 ⑧ 学用品の給与 ⑨ 埋葬 ⑩ 死体の搜索 ⑪ 死体の処理 ⑫ 障害物の除去	第5節 救助の内容 1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等 (1) 救助の種類 ① 避難所、応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ <u>(新設)</u> ⑦ 被災した住宅の応急修理 ⑧ 学用品の給与 ⑨ 埋葬 ⑩ 死体の搜索 ⑪ 死体の処理 ⑫ 障害物の除去	災害救助法の改正に伴う修正
229	4	17	5	表や図の修正あり(別添)	(表・図9)	(表・図)	災害救助法の改正に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
231	5	1	3		第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室】	第3節 弔慰金・見舞金等の支給 (新設)	風水害対策編との整合による修正
233	5	1	4		第4節 資金の貸付【健康福祉局地域包括ケア推進室、神奈川県社会福祉協議会、まちづくり局住宅整備推進課、経済労働局金融課、経済労働局都市農業振興センター】	第4節 資金の貸付 (新設)	風水害対策編との整合による修正
236	5	1	4		(1) 災害対策資金 (略) イ 融資条件 (略) (イ) 金利 年 1.9%以内	(1) 災害対策資金 (略) イ 融資条件 (略) (イ) 金利 年 1.7%以内	時点修正
236	5	1	4		(2) 激甚災害対策資金 (略) イ 融資条件 (略) (イ) 金利 年 1.9%以内	(2) 激甚災害対策資金 (略) イ 融資条件 (略) (イ) 金利 年 1.7%以内	時点修正
236	5	1	5		第5節 市税等・保険料等の減免措置等【財政局税制課、健康福祉局医療保険課、国民年金・福祉医療課、介護保険課】 災害により、被災した市民に対する市税等・保険料等の減免措置等について次のとおり実施する。 なお、減免の手続きについては、市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。 1 市税等【財政局税制課】 (1) 期限の延長 イ 被災納税義務者による申請があったときは、市長が (削除) 期限を延長する。 (3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定に基づき、次表のとおり市民税（県民税を含む。）及び固定資産税並びに森林環境税を減免する。 (削除)	第5節 市税等・保険料等の減免措置等 (新設) (新設) 1 市税等【財政局税制課】 (1) 期限の延長 イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。 (3) 減免 被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。 ア 減免の範囲及び税額 災害により被災した納税義務者の市民税（県民税を含む）及び固定資産税並びに森林環境税は、次表により減免する。 イ 減免の手続き 市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。	風水害対策編との整合による修正 時点修正
249	6	1	1		第1節 主旨 (略) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、既にマグニチュード8級の地震が発生し、本市でも被害が出ている可能性がある中で、引き続き後発地震への警戒を続ける必要がある。一方、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、後発地震としてマグニチュード8級の地震が起きる確率は低いものの、発生すれば本市に甚大な被害が及ぶため、必要な対応を怠らないことが重要である。	第1節 主旨 (略) なお、現時点の科学的な知見では、地震の発生時期・規模・位置等についての確度の高い予測は困難であるとされていることに留意する。	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正等

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
249	6	1	2	表や図の修正あり(別添)	第2節 南海トラフ地震の震度等国が実施した南海トラフ(削除)地震に関する被害想定(令和7年3月発表)によると、本市における最大震度は5強とされている。また、川崎区においては、津波が最短79分で到達すると見込まれている。なお、本市においては、内閣府による「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に定める「事前避難対象地域」(津波浸水想定区域から、地震発生時に津波からの避難が可能な範囲を除いた地域)は設定していない。 (表・図10) (表・図11)	第2節 南海トラフ地震の震度等国が実施した南海トラフの巨大地震に関する被害想定(平成24年8月発表)によると、本市における最大震度は5強とされている。また、川崎区においては、津波が最短80分で到達すると見込まれている。なお、本市においては、内閣府による「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」に定める「事前避難対象地域」(津波浸水想定区域から、地震発生時に津波からの避難が可能な範囲を除いた地域)は設定していない。 (表・図) (表・図)	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
252	6	2	2		第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象(略) 1 半割れ(大規模地震)／被害甚大ケース(以下「半割れケース」という。)の概要 南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合をいう。 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード(以下「 <u>Mw</u> 」という。)8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。	第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象(略) 1 半割れ(大規模地震)／被害甚大ケース(以下「半割れケース」という。)の概要 南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合をいう。 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード(以下「 <u>M</u> 」という。)8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
252	6	2	2		2 一部割れ(前震可能性地震)／被害限定ケース(以下「一部割れケース」という。)の概要 南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、 <u>Mw 7</u> クラスの地震が発生した場合をいう。 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>Mw 7</u> 以上、 <u>Mw 8</u> 未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲で発生した <u>Mw 7</u> 以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。	2 一部割れ(前震可能性地震)／被害限定ケース(以下「一部割れケース」という。)の概要 南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、 <u>M7</u> クラスの地震が発生した場合をいう。 また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において <u>M7</u> 以上、 <u>M8</u> 未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲で発生した <u>M7</u> 以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
253	6	2	2	表や図の修正あり(別添)	(表・図12)	(表・図)	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
255	6	3	1		1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時 <u>個々の状況に応じた防災対応を準備・開始する。</u> 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時(半割れケース) (1) 最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような防災対応を行う(巨大地震警戒対応)。 ア 日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、 <u>個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。</u> イ 地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動することを検討する(津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど)。なお、市による「避難指示」等は原則として行わない。 (2) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、 <u>個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。</u> (巨大地震注意対応) (3) 最初の地震発生から2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時 <u>巨大地震警戒対応に備え、情報収集に努める。</u> 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時(半割れケース) (1) 最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような防災対応を行う(巨大地震警戒対応)。 ア 日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う。 イ 地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動することを検討する(津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど)。なお、市による「避難指示」等は原則として行わない。 (2) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う。 <u>。</u> (巨大地震注意対応) (3) 最初の地震発生から2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
255	6	3	1		3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時(一部割れケース、ゆっくりすべりケース) (1) 最初の地震発生から1週間(ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間)を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの再確認等しながら通常の生活を行い、 <u>個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。</u> (巨大地震注意対応)	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時(一部割れケース、ゆっくりすべりケース) (1) 最初の地震発生から1週間(ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間)を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの再確認等しながら通常の生活を行う。 <u>。</u> (巨大地震注意対応)	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
256	6	3	1	表や図の修正あり(別添)	(表・図13)	(表・図)	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
257	6	3	4		(2) 広報手段等 広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(削除)、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達する。 また、外国人等への情報伝達について配慮するものとする。	(2) 広報手段等 広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達する。 また、外国人等への情報伝達について配慮するものとする。	時点修正
257	6	3	4		(資料編 災害情報等の放送に関する協定(かわさき市民放送株式会社)) (資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定(イッコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジエコムイースト町田・川崎局、YOUテレビ株式会社))	(資料編 災害情報等の放送に関する協定(かわさき市民放送)) (資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定(イッコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジエコム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社))	時点修正
257	6	3	5		1 児童・生徒の安全確保【教育委員会】 教育委員会事務局は、南海トラフ地震臨時情報の入手後速やかに学校に連絡し、学校は避難場所や避難経路の確認等、在校の児童・生徒の安全確保に十分留意する(削除)。	1 児童・生徒の安全確保【教育委員会】 教育委員会事務局は、南海トラフ地震臨時情報の入手後速やかに学校に連絡し、学校は(新設)在校の児童・生徒の安全確保に十分留意するものとする。	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
258	6	3	6		2 事業所等の対応 事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、催事等の実施を含め、できる限り事業を継続することが望ましい。	2 事業所等の対応 事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、(新設)できる限り事業を継続することが望ましい。	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正
259	6	3	8		3 鉄道【東日本旅客鉄道(横浜支社)、東海旅客鉄道、東急電鉄、京浜急行電鉄、京王電鉄、小田急電鉄】 原則運行を継続し、旅客等への情報伝達、列車の運行停止又は徐行、施設・設備の対策・点検などの必要な対策を実施する。	3 鉄道【東日本旅客鉄道(横浜支社)、東海旅客鉄道、東急電鉄、京浜急行電鉄、(新設)小田急電鉄】 (新設)旅客等への情報伝達、列車の運行停止又は徐行、施設・設備の対策・点検などの必要な対策を実施する。	時点修正
259	6	3	9		2 電話通信【NTT東日本株式会社】	2 電話通信【東日本電信電話株式会社】	時点修正
261	7	1	2	表や図の修正あり(別添)	(表・図14)	(表・図)	時点修正

令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
265	7	2	2		第0次非常体制 1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 第一次非常体制 1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））が発表された場合 5 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、または発生が予測される場合 第二次非常体制 1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、または発生が予測される場合	第0次非常体制 1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 第一次非常体制 1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意報）が発表された場合 （新設） （新設） 第二次非常体制 1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 （新設） （新設）	時点修正
268	7	3			第3章 通信施設防災計画【 <u>N T T東日本株式会社</u> 】	第3章 通信施設防災計画【 <u>東日本電信電話株式会社</u> 】	時点修正
268	7	3	2		第2節 支店の所在地 <u>N T T東日本株式会社</u> 神奈川事業部	第2節 支店の所在地 <u>東日本電信電話株式会社</u> 神奈川事業部	時点修正
285	7	6	5	表や図の修正あり(別添)	<u>（表・図15）</u>	<u>（表・図）</u>	時点修正
287	7	7	4	表や図の修正あり(別添)	<u>（表・図16）</u>	<u>（表・図）</u>	時点修正
288	7	7	5	表や図の修正あり(別添)	<u>（表・図17）</u>	<u>（表・図）</u>	時点修正
292	7	8	4	表や図の修正あり(別添)	・総合対策本部 本部員 <u>常勤役員</u> 、（以下略） ・鉄道現地対策チーム チーム員 運転班、車両班、旅客班、工務班、電気班 <u>（削除）</u> <u>（表・図18）</u>	・総合対策本部 本部員 <u>執行役員</u> 、（以下略） ・鉄道現地対策チーム チーム員 運転班、車両班、旅客班、工務班、電気班、 <u>複々線工事班</u> <u>（表・図）</u>	組織改正に伴う修正
293	7	9			【 <u>神奈川局</u> 】	【 <u>神奈川管理局</u> 】	時点修正
296	7	10	1		第1節 計画の目的 この計画は、横浜保全サービスセンターの管理する道路において、地震、 <u>大雨</u> 、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は、発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。	第1節 計画の目的 この計画は、横浜保全サービスセンターの管理する道路において、地震、 <u>豪雨</u> 、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は、発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。	時点修正
296	7	10	2		第2節 防災体制 1 防災体制 <u>防災体制</u> 及び <u>特別巡回</u> （以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。	第2節 防災体制 1 防災体制 <u>特別巡回</u> 及び <u>防災体制</u> （以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。	時点修正

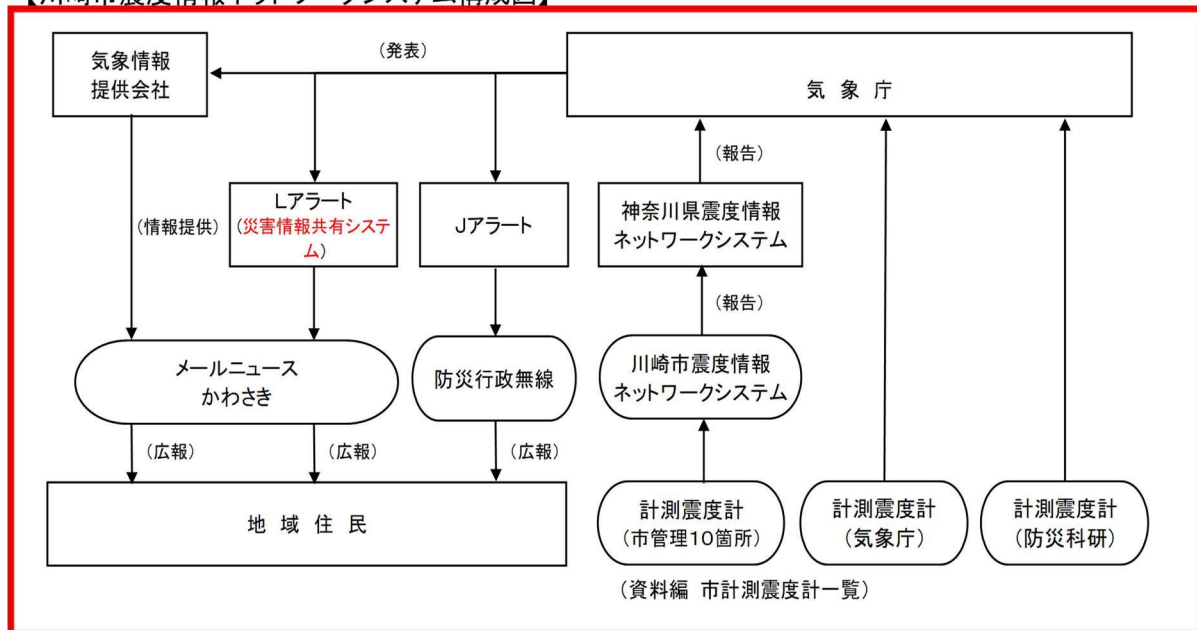
令和7年度 川崎市地域防災計画震災対策編(修正素案)・新旧対照表

頁(修正後)	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
296	7	10	2		3 防災体制等における組織及び事務分掌 <u>(1) 防災体制</u> <u>地震</u> <u>地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。</u> <u>(2) 特別巡回</u> <u>地震</u> <u>地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を速やかに巡回させるものとする。</u>	3 防災体制等における組織及び事務分掌 <u>(1) 特別巡回</u> <u>地震</u> <u>地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を2時間程度で巡回させるものとする。</u> <u>(2) 防災体制</u> <u>地震</u> <u>地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。</u>	時点修正
296	7	10	2		4 社員等の緊急連絡体制 <u>平日夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、東京支社川崎道路管制センター(以下「管制センター」という)より当番班長に連絡するものとする。</u>	4 社員等の緊急連絡体制 <u>(新設)夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、川崎道路管制センターより当番課長に連絡するものとする。</u>	時点修正
297	7	10	3		第3節 交通規制等 1 交通規制 (1) 交通規制の基準 「資料1」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を<u>東京支社防災担当部署(以下「支社」という。)</u>及び<u>管制センター</u>に通知し、実施する。 この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊<u>(以下「高速隊」という。)</u>と協議するものとする。	第3節 交通規制等 1 交通規制 (1) 交通規制の基準 「資料1」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を<u>支社防災担当課</u>及び<u>管制室</u>に通知し、実施する。 この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊と協議するものとする。	時点修正
297	7	10	3		2 <u>滞留</u>車両対策 (1) 休憩施設内の車中車両対策 「資料1」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設<u>管理者</u>者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。	2 <u>停車</u>車両対策 (1) 休憩施設内の車中車両対策 「資料1」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設<u>営業</u>者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。	時点修正
297	7	10	3		(2) 本線<u>滞留</u>車両<u>措置</u> 地震時の停止車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。 なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、<u>高速隊</u>と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。	(2) 本線<u>内滞留</u>車両<u>排除</u> 地震時の停止車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。 なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、<u>高速警察隊</u>と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。	時点修正
297	7	10	3		3 情報提供 周辺道路管理者 交通規制の情報は、<u>管制センター</u>の所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。	3 情報提供 周辺道路管理者 交通規制の情報は、<u>管制室</u>の所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。	時点修正
297	7	10	4		3 応援体制 (1) <u>応援協力</u>会社 災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を確保するため、<u>建設会社</u>等に協力・応援を要請するものとする。	3 応援体制 (1) <u>協力要請</u>会社 災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を確保するため、<u>地元建設会社</u>等に協力・応援を要請するものとする。	時点修正
299	7	10		表や図の修正あり(別添)	<u>(表・図19)</u>	<u>(表・図)</u>	時点修正

(表・図1)

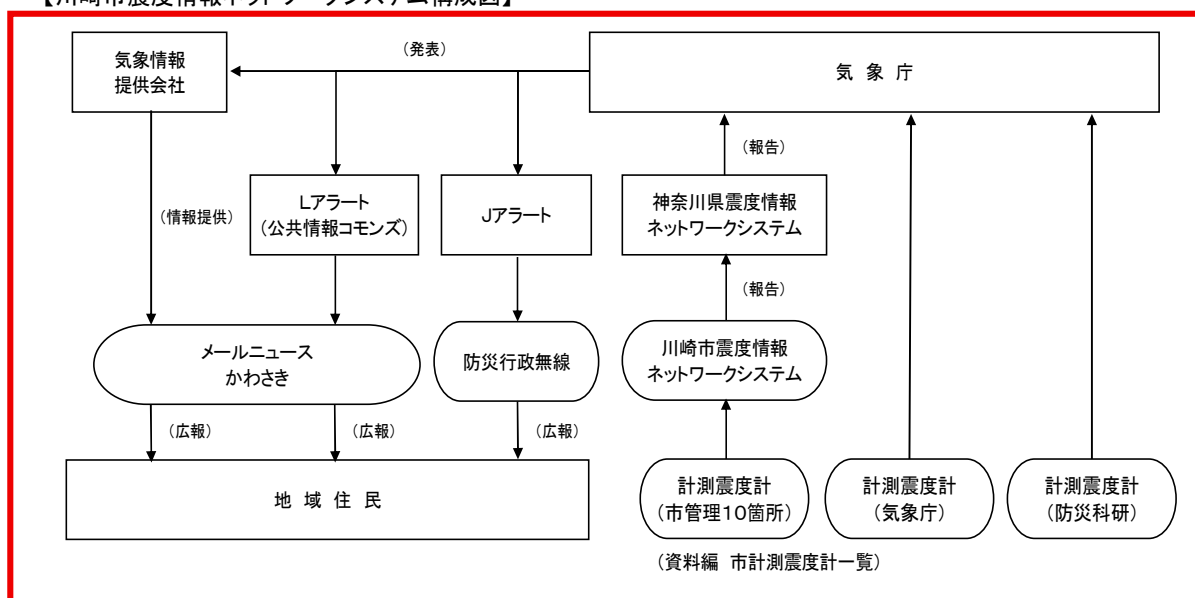
【修正後】

【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】



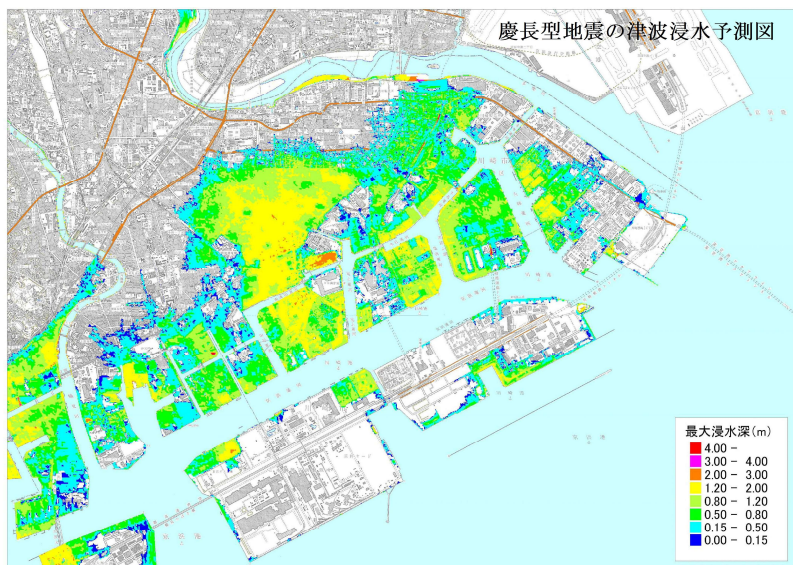
【修正前】

【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】



(表・図3)

【修正後】



慶長型地震の浸水予測図

【修正前】

(新設)

(表・図 4)

【修正後】

＜慶長型地震の諸元＞

対象地震	慶長型地震
地震規模	マグニチュード 8.5
川崎港で予測される最大津波高 ※	約 3.71m
最大津波高時の津波のみの高さ	約 2.81m
川崎市内の浸水深	浅野町の一部ほか 2～3m その他の地域 2m以下
川崎港への最大津波高の到達予想時間	約 96 分
川崎市内浸水面積	約 18.3k m ² (川崎区の約 45%)
要避難対象者数	約 15 万人 (内陸部 約 13 万人)

※ 川崎港の潮位が朔望平均満潮位（大潮時の平均満潮水位：東京湾平均海面 (T. P) + 0.90 m時の高さにあると仮定した場合の津波高 (0.90m + 2.81m = 3.71m)

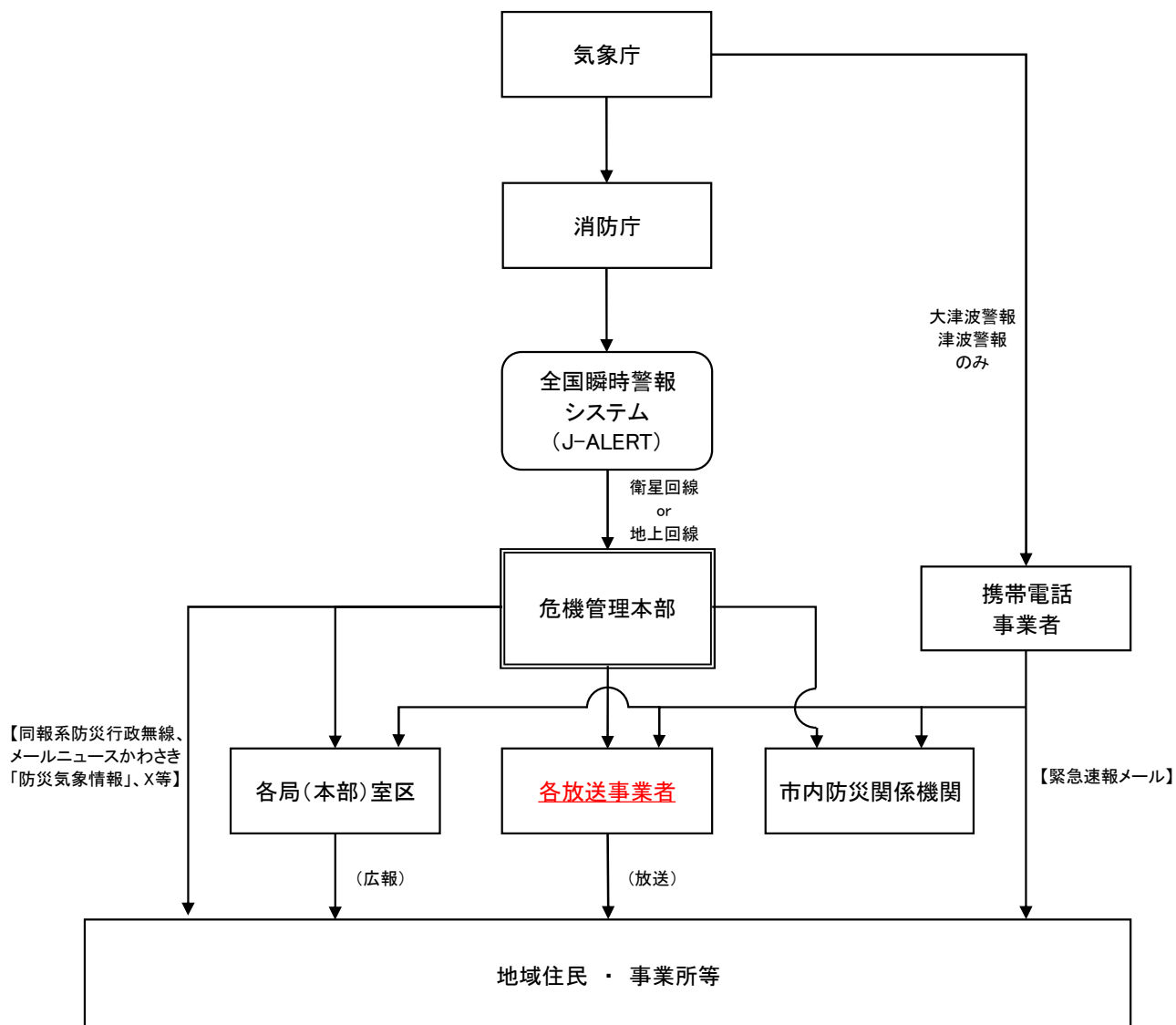
【修正前】

（新設）

(表・図5)

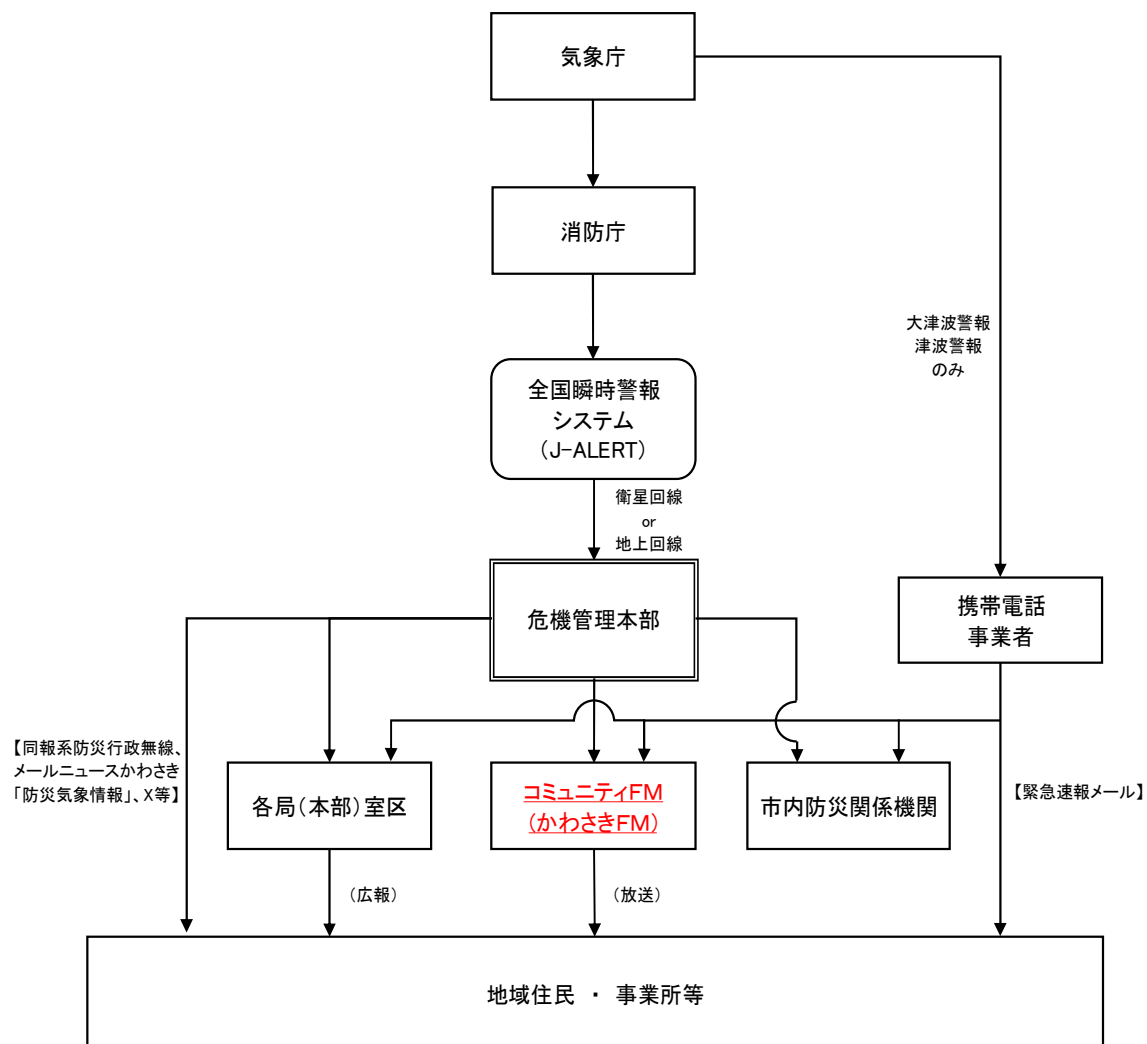
【修正後】

<大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図>



【修正前】

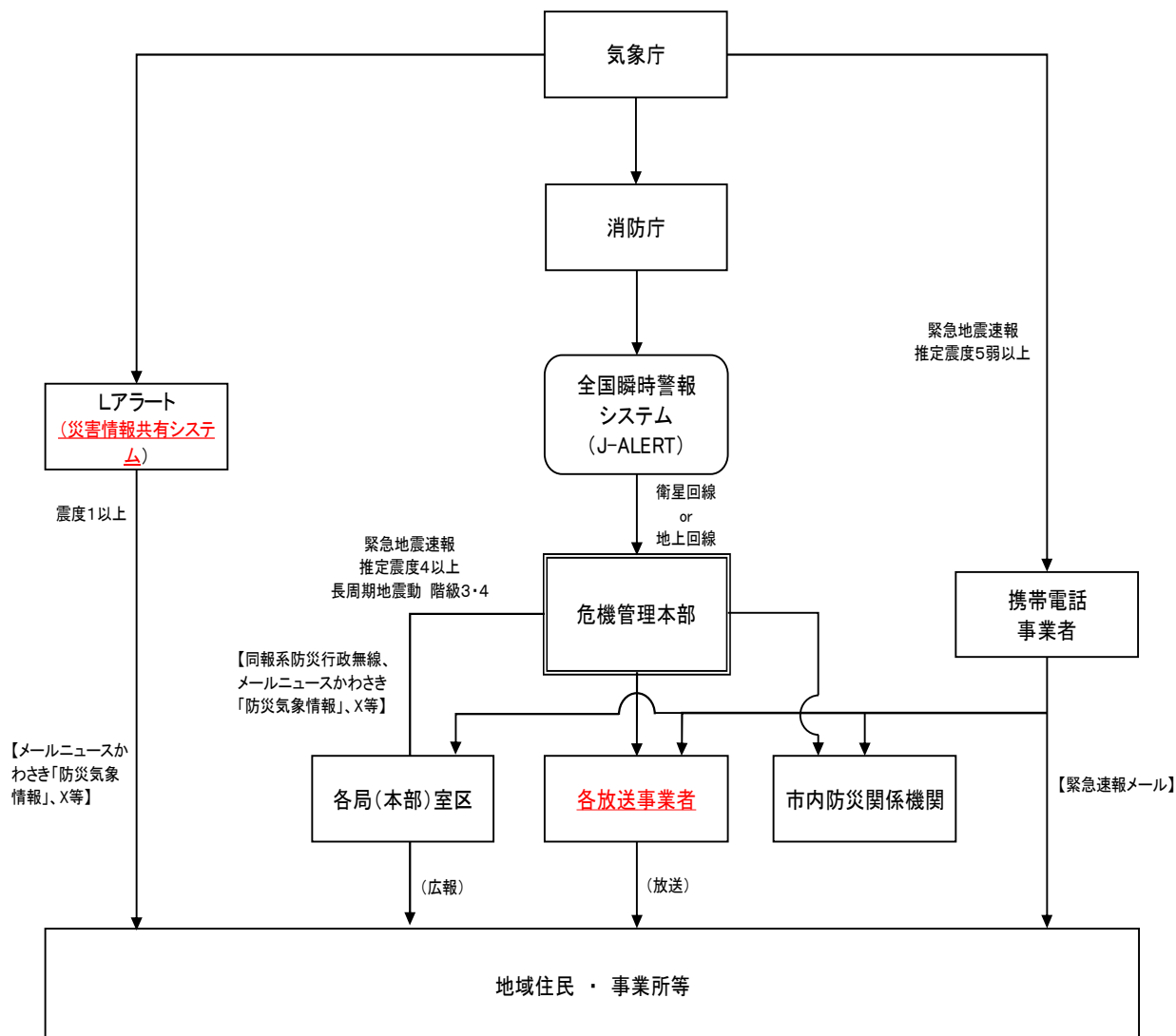
＜大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図＞



(表・図6)

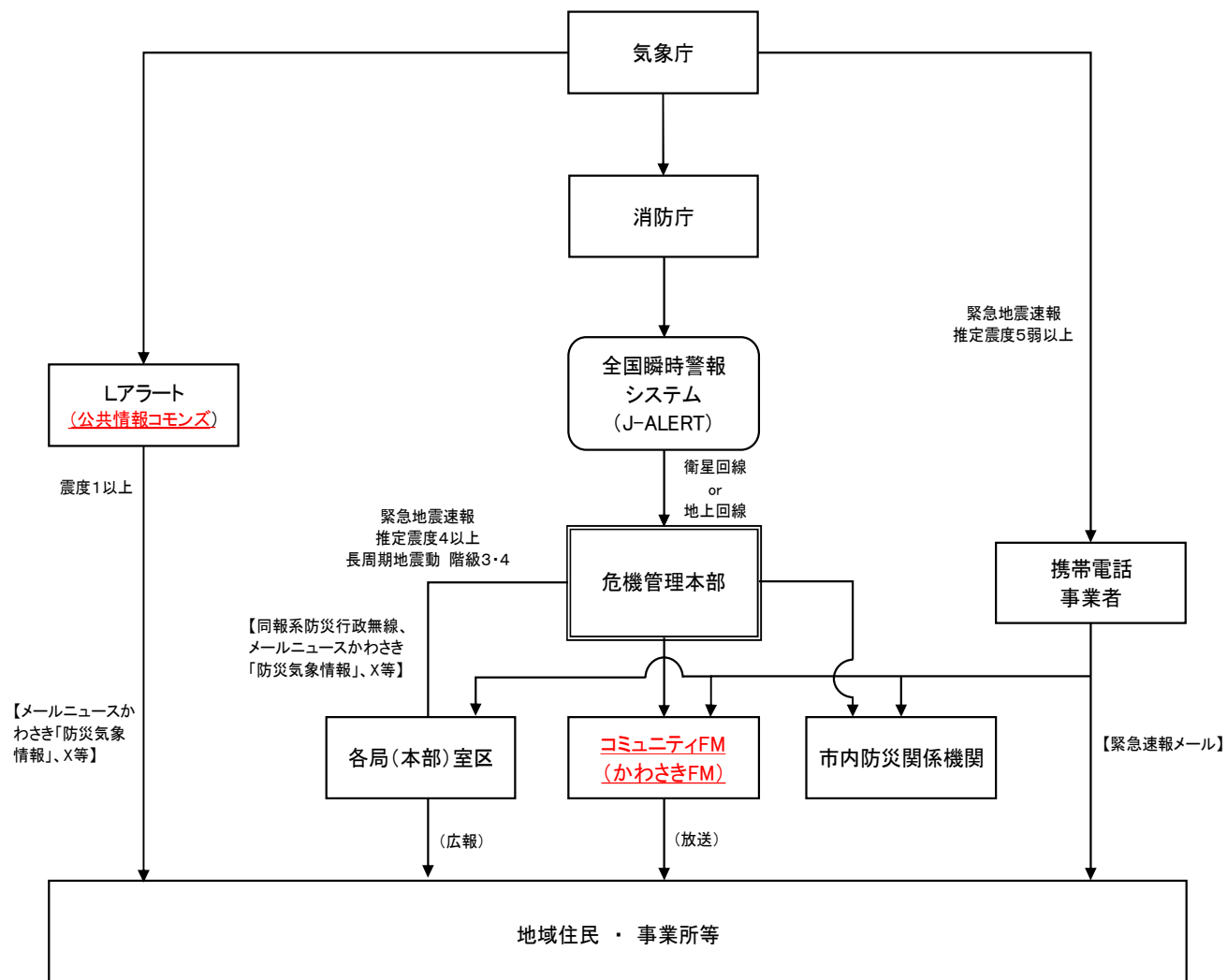
【修正後】

＜地震関連情報等の伝達系統図＞



【修正前】

＜地震関連情報等の伝達系統図＞



【修正後】

内閣府

中央防災無線網

消防庁

消防防災無線等

衛星通信

中央防災無線網

県災害対策課

県防災行政通信網
県災害情報管理システム

危機管理本部

防災行政無線・防災相互無線

無線電話

各局室

防災行政無線
消防無線
水道無線
港湾無線

各事務所

総合防災情報システム、**同報系防災行政無線**

各区

移動系防災行政無線

広域避難場所
地域防災拠点 (市立中学校)

移動系防災行政無線 徒歩

避難所
(市立小・市立中・高校等)

タクシー会社

タクシー無線

アマチュア無線

衛星通信・防災相互無線

広域応援機関
(自治体等)

市内防災関係機関

被害状況

地域住民・事業所等

〔災害発生時の情報収集及び伝達系統〕



(表・図8)

【修正後】

協 定	実 施 者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局
<u>「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」</u>	

【修正前】

協 定	実 施 者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局
<u>(新設)</u>	

(表・図9)

【修正後】

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名
避難所の供与	第4部 第6章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第15章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第9章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第9章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第9章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護・福祉対応 第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
福祉サービスの提供	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災した住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第14章 文教対策
埋葬	第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
死体の搜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第4部 第15章 応急住宅対策

【修正前】

2 応急救助の実施方法等

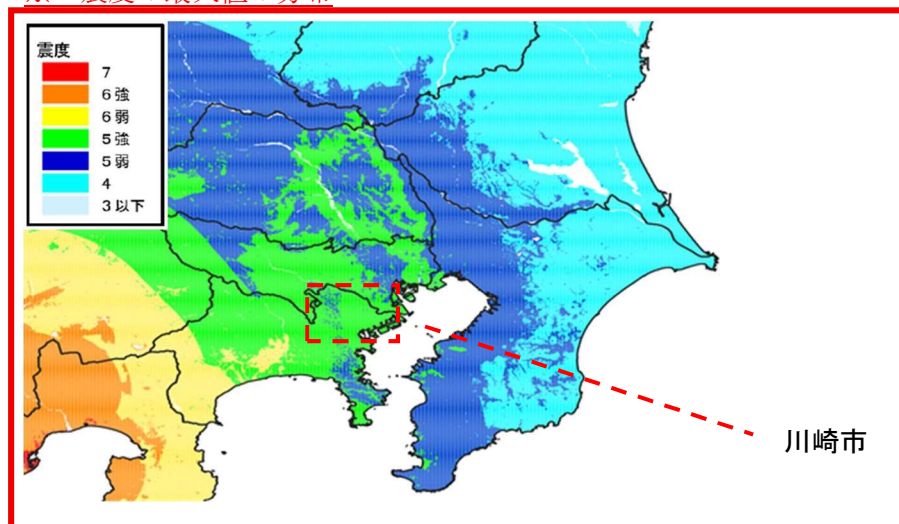
救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名
避難所の供与	第4部 第6章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第15章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第9章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第9章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第9章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護・福祉対応
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護・福祉対応 第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
<u>(新設)</u>	
被災した住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第14章 文教対策
埋葬	第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
死体の搜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第4部 第15章 応急住宅対策

(表・図10)

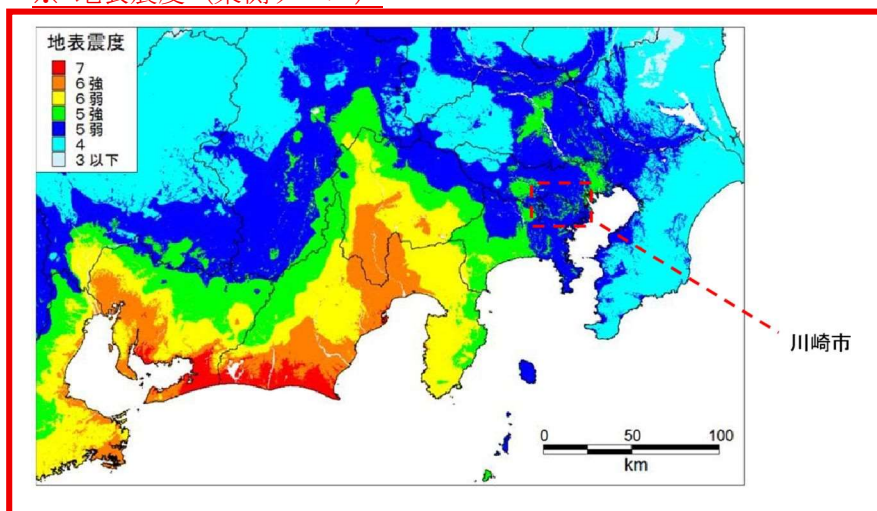
【修正後】

※ 震度の最大値の分布



【修正前】

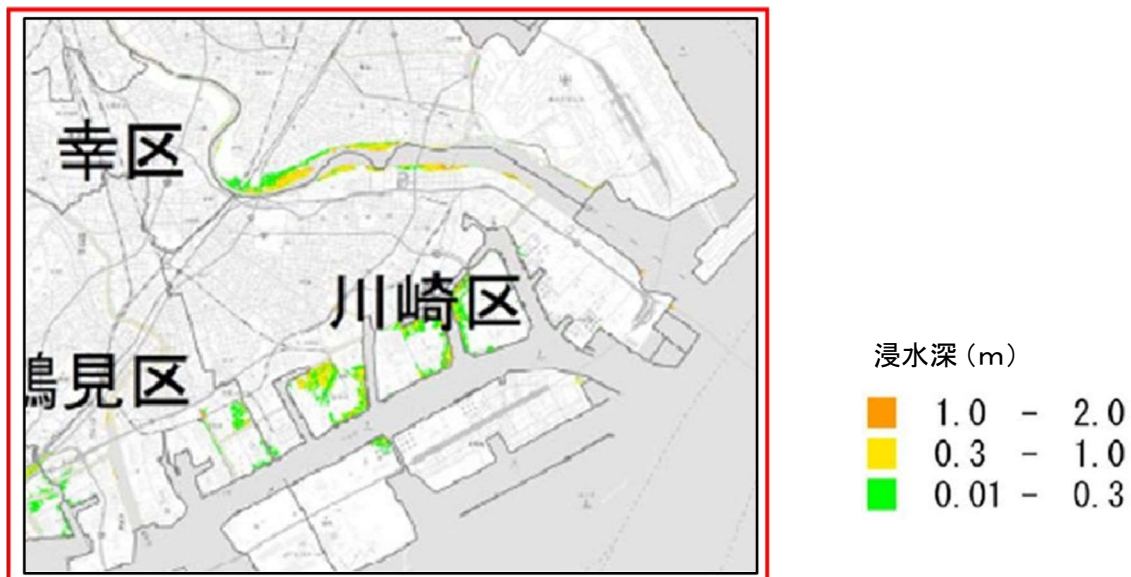
※ 地表震度 (東側ケース)



(表・図 1 1)

【修正後】

※ 津波による浸水図（最も浸水範囲が広いケース）（津波が堤防等を越流すると破堤すると仮定）



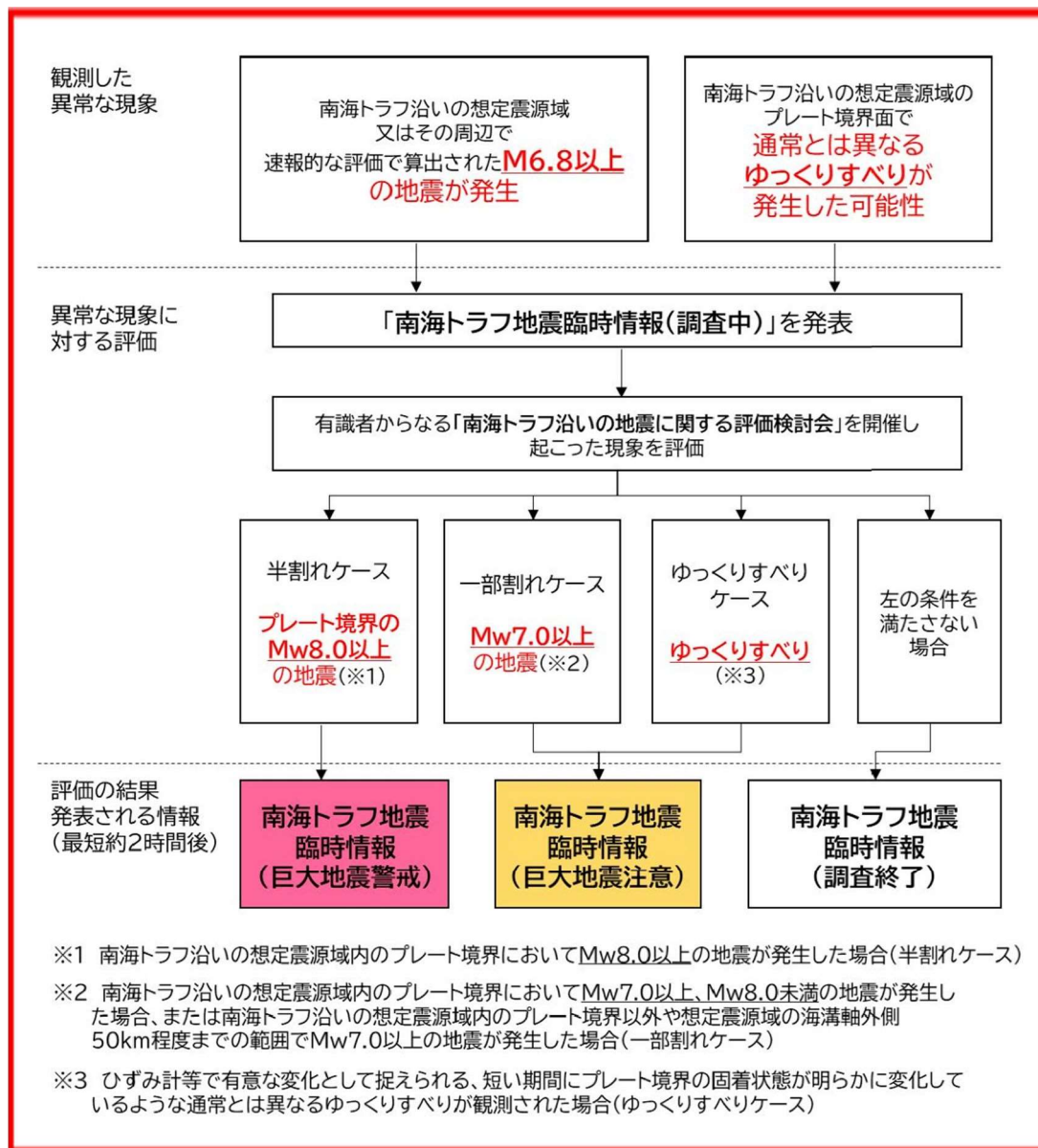
【修正前】

※ 津波による浸水図（最も浸水範囲が広いケース）（津波が堤防等を越流すると破堤すると仮定）

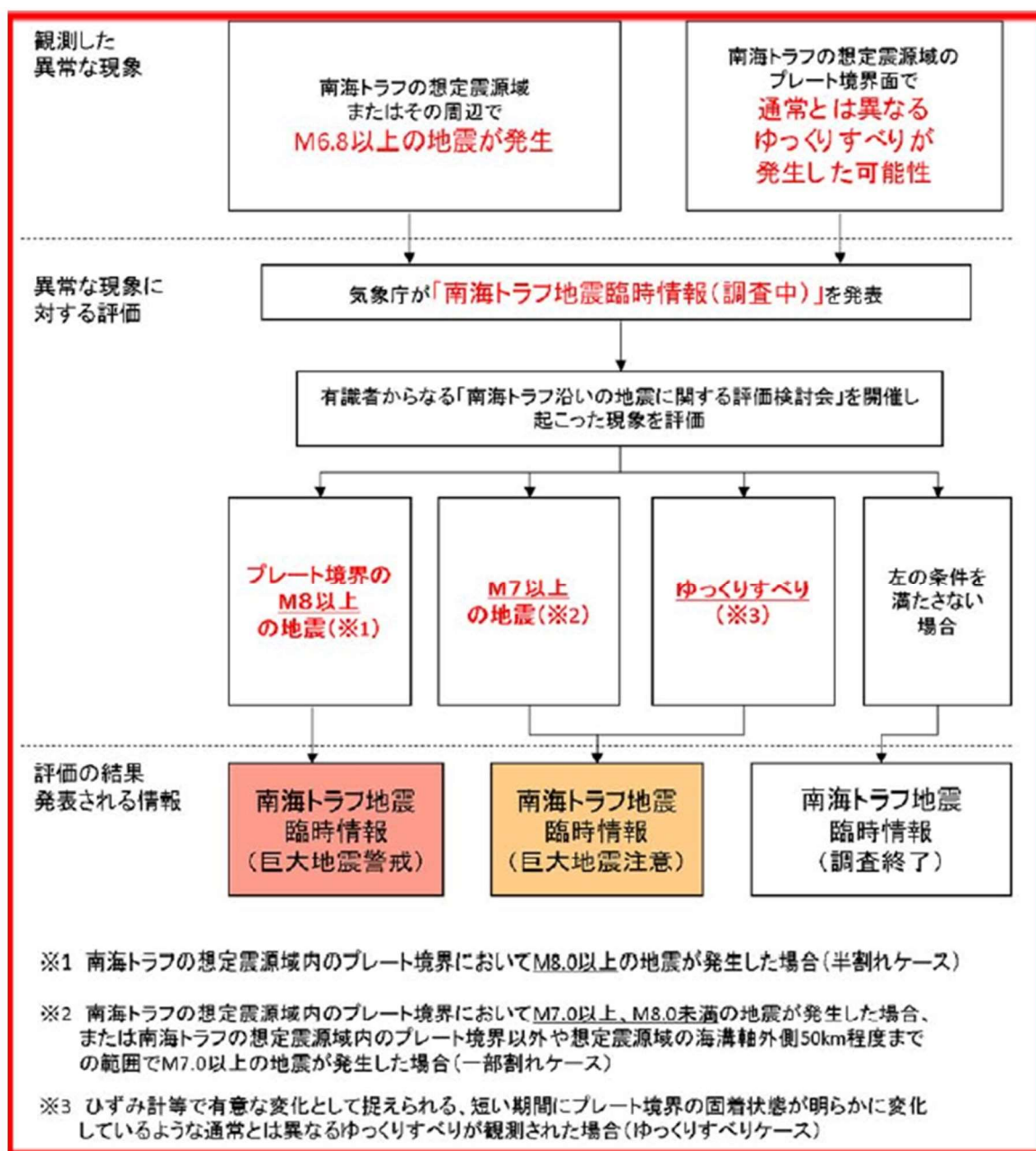


(表・図 1 2)

【修正後】



【修正前】



(表・図 1 3)

【修正後】

地震発生からの経過時間	プレート境界のMw 8以上の地震 (半割れケース)	Mw 7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 ●個々の状況に応じた防災対応を準備・開始		南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 ●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 ＜巨大地震警戒対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。 ●地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。
1週間	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行い、個々の状況に応じ、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行う。	●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
2週間	●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで			●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

【修正前】

地震発生からの経過時間	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 ●情報収集に努める		南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 ●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の発表 ＜巨大地震警戒対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う ●地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う
1週間			
2週間	南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表 ＜巨大地震注意対応＞ ●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う	●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(表・図 1 4)

【修正後】

非 常 態 勢 の 情 勢	非常態勢の区分
・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・<u>電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</u> ・<u>サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</u> ・<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u> ・<u>警戒宣言※¹が発せられた場合</u>	第 1 非常態勢
・大規模な災害が発生した場合 ・<u>大規模な災害の発生が予想される場合</u> ・電気事故<u>並びにサイバー攻撃</u>による突発的な広範囲停電が発生した場合	第 2 非常態勢
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・<u>電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合※²</u>	第 3 非常態勢

※ 1：大規模地震対策特別措置法に基づく宣言を指す

※ 2：本社（第一線事業所除く）は、長野県、新潟県、福島県、島嶼で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、第 1 非常態勢とする

【修正前】

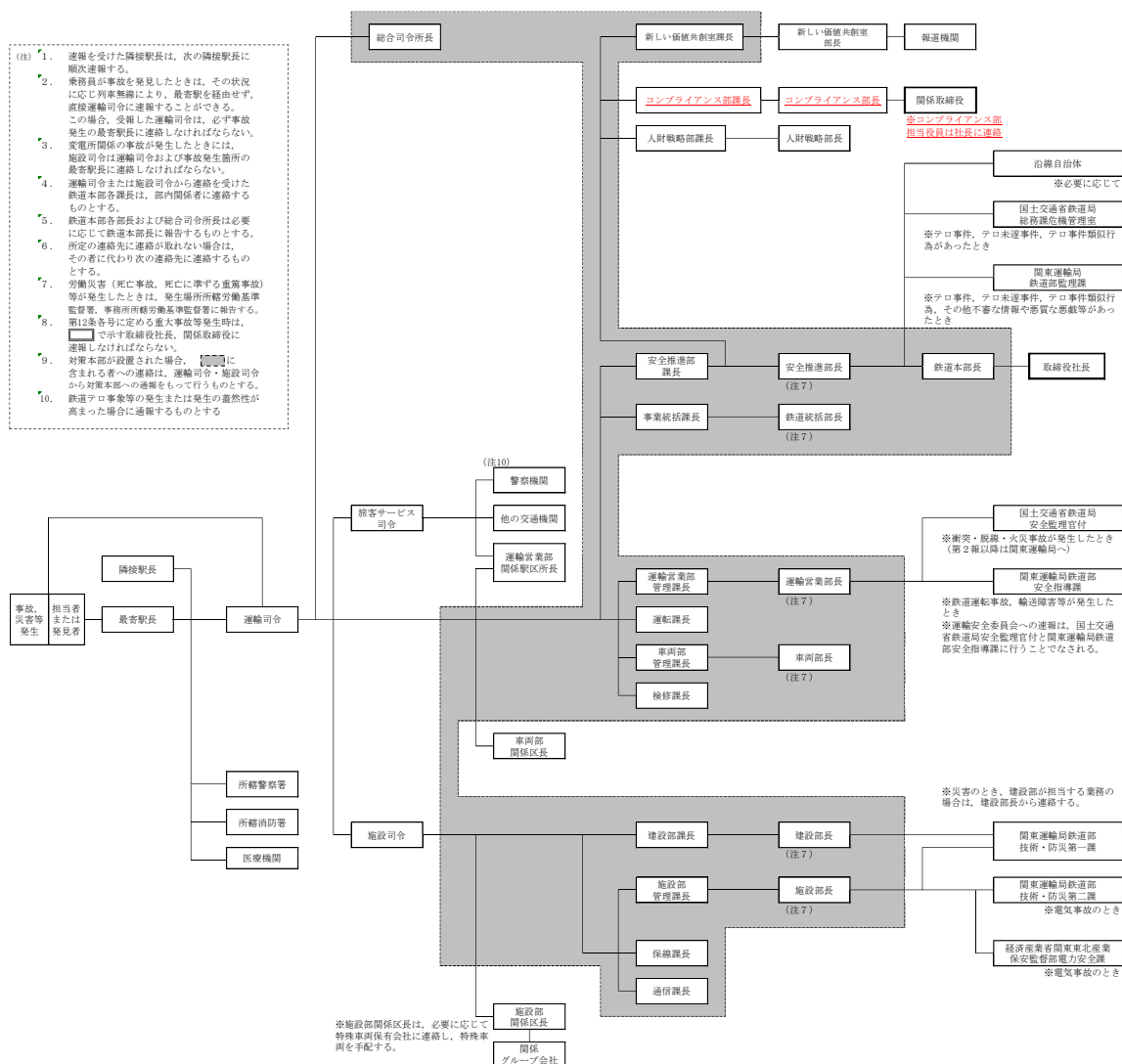
非 常 態 勢 の 情 勢	非常態勢の区分
・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合	第 1 非常態勢
・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・<u>東海地震注意情報が発せられた場合</u>	第 2 非常態勢
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・<u>サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合</u> ・<u>警戒宣言が発せられた場合</u>	第 3 非常態勢

(表・図15)

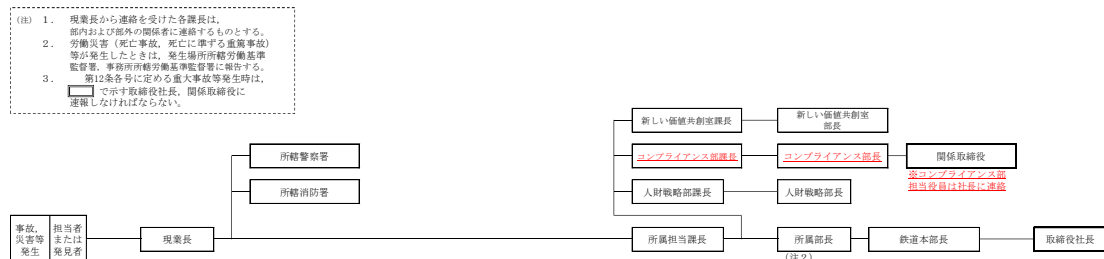
【修正後】

資料2 連絡系統図

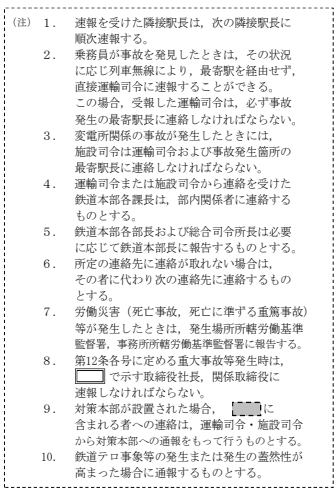
その1 鉄道運転事故、電気事故、災害等



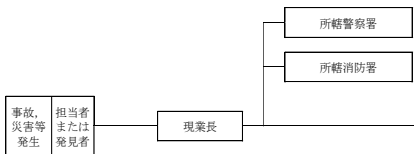
その2 業務上の死傷事故および火災盗難等



その1 鉄道運転事故、電気事故、災害等



(注) 1. 現業長から連絡を受けた各課長は、
部内および部外の関係者に連絡するものとする。
2. 労働災害（死亡事故、死亡に準ずる重篤事故）
等が発生したときは、発生場所所轄労働基準
監督署、事務所所轄労働基準監督署に報告する。
3. 第12条各号に定める重大事故等発生時は、
□で示す取締役社長、関係取締役等に
連絡しなければならない。



(表・図 16)

【修正後】

エリア	運転規制区間	帰属地震計
1	京王新線	笹塚・下北沢
2	京王線（新宿～つつじヶ丘）	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘
3	京王線（つつじヶ丘～京王八王子） 競馬場線、動物園線	<u>京王多摩川</u> ・府中・聖蹟桜ヶ丘・長沼
4	高尾線	長沼・高尾山口
5	相模原線	<u>京王多摩川</u> ・聖蹟桜ヶ丘・京王多摩センター・橋本
6	井の頭線	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘

【修正前】

エリア	運転規制区間	帰属地震計
1	京王新線	笹塚・下北沢
2	京王線（新宿～つつじヶ丘）	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘
3	京王線（つつじヶ丘～京王八王子） 競馬場線、動物園線	<u>調布</u> ・府中・聖蹟桜ヶ丘・長沼
4	高尾線	長沼・高尾山口
5	相模原線	<u>調布</u> ・聖蹟桜ヶ丘・京王多摩センター・橋本
6	井の頭線	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘

(表・図 17)

【修正後】



【修正前】



【修正後】

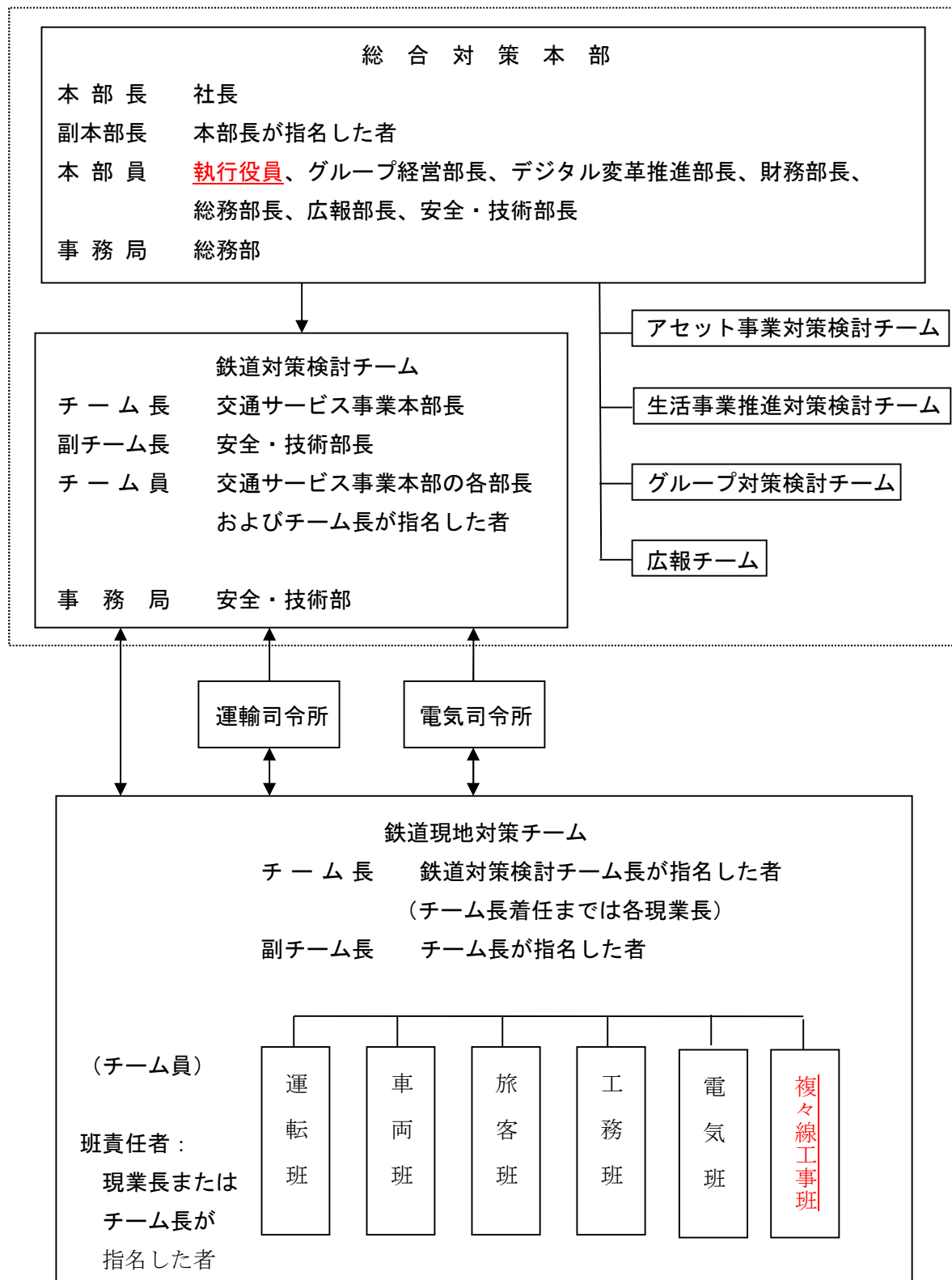
総 合 対 策 本 部 組 織



【修正前】

資料 総合対策本部組織

総合対策本部組織



【修正後】

★1 設置された地震計が測測の事象によって計測されなかった場合、市区町村における震度階級(気象庁発表)を代替基準として、次のとおり適用するものとする。
(震度6弱以上は計測震度5.0以上とみなし非常体制とし、震度5強以上は計測震度5.0以上5.5未満とみなし緊急体制とし、震度4は計測震度4.0以上4.5未満とみなし警戒体制とする。)

★2 県警備隊における体制命令基準値は、実施規則によるものとする。

【修正前】

資料1 風水害・地震防災体制発令基準と道路通行規制等基準

	体制発令基準	注意体制	特別注意体制	警戒体制	緊急体制	非常体制
事象	地震	—	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (震度5弱以上の大きな地震動が予想される場合であり、緊急地震速報を特別警報に位置づける)	計測震度4.0以上の地震が発生した場合★1	次の各号の一に該当する場合 一 東名(東京～厚木) :計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 東名(厚木～大井松田) :計測震度4.5以上の地震が発生した場合★1 圏央道(茅ヶ崎IC～相模原) :計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 新湘南バイパス :計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 二 点検の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度5.5以上の地震が発生した場合★1
	異常降雨	次の各号の一に該当する場合 一 時間雨量が、注意体制発令基準値に達した場合★2 二 管内の通過市町村に対して気象庁より大雨警報が発表された場合※1	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合)	連続雨量が、警戒体制発令基準値に達した場合★2	次の各号の一に該当する場合 一 連続雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 二 組合せ雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 三 点検等により、通行止めが必要と判断される場合	死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	強風(台風)	—	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合)	10分間平均風速が15m/sに達した場合	10分間平均風速が20m/s以上を継続し、通行止めが必要と判断される場合	死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	津波 [対象路線] 新湘南バイパス	—	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (高いところで3mを超える津波が予想される場合であり、大津波警報を特別警報に位置づける)	津波警報(津波)が発表された場合	津波警報(大津波)が発表された場合	死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	事故	事故等が発生して通行止めを実施した場合	—	事故等が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 道路構造等が損傷を受け、復旧に時間を要する場合 二 死者又は事故対象車両が比較的多い場合 三 トンネル火災により通行止めを行った場合	事故等が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 通行止めが長時間に及ぶと予想される場合 二 死者又は事故対象車両が多い場合 三 周辺地域に影響を及ぼした場合	事故等が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 死者が多数にのぼった場合 二 事故対象車両が非常に多い場合 三 周辺地域に大きな影響を及ぼした場合 四 自社の責に帰する可能性がある場合
	その他	—	—	次の各号の一に該当する場合 一 災害のおそれがある場合 二 気象事象(異常降雨、強風を除く)により、通行止めになりそうな場合	次の各号の一に該当する場合 一 災害により通行止めとなった場合 二 気象事象により通行止めとなった場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
道路通行規制等基準		速度規制の協議 (上記※1に該当するものは除く)	—	速度規制の協議 (上記※2に該当するものは除く)	通行止め	通行止め

★1 設置された地震計が不測の事態によって計測されなかった場合、震度階級(気象庁発表)を代替基準として、次のとおり適用するものとする。
(震度5弱以上は計測震度4.5以上とみなし(震度5強以上は計測震度5.0以上とみなし)、緊急体制以上とする。 震度4は計測震度3.5以上4.5未満とみなし、警戒体制とする。)

★2 異常降雨における体制発令基準値は、実施細則によるものとする。